婦人労働調査資料　第8号

女子の職場施設

—調査報告書—

保存資料

労働図書室

婦人労働課

労働省婦人少年局

目　　次

序　説
第一節　調査の目的、対象、時期及方法……頁 3
第二節　調査の概要……5
各　説
第一節　床……14
第二節　椅　　子……17
第三節　休憩施設……23
第四節　休養施設……28
第五節　更衣施設……32
第六節　便所施設……37
第七節　手洗施設……43
第八節　入浴施設……47
第九節　授乳施設……50
第十節　仮眠施設……57
第十一節　飲料水施設……57
第十二節　食事施設……62

統計表目次

1. 第 1 表～第 2 表　各施設比較表……7
2. 第 3 表～第 4 表　規模別による各施設設置数……12
3. 第 5 表　各施設の設置数と女子専用施設との比較……13
4. 第 6 表　各施設中に占める女子専用施設の割合……13
5. 第 7 表～第 12 表　女子が従事し大部分の労働時間が立業で占められる作業場の床……14
6. 第 13 表～第 27 表　女子が従事し大部分の労働時間が立業で占められる作業場の椅子……17
7. 第 28 表～第 43 表　女子従業員が利用する休憩施設……23
8. 第 44 表～第 59 表　女子従業員が利用する休養施設……28
9. 第 60 表～第 75 表　女子従業員が利用する更衣施設……32
10. 第 76 表～第 91 表　女子従業員が利用する便所施設……37
11. 第 92 表～第 105 表　女子従業員が利用する手洗施設……43

12. 第102表～第114表　女子従業員が利用する入浴施設……47
13. 第115表～第128表　女子従業員が利用する授乳施設……50
14. 第129表～第132表　女子従業員が利用する仮眠施設……57
15. 第133表～第145表　女子従業員が利用する飲料水施設……59
16, 第146表～第150表　女子従業員が利用する食事施設……62

統　計　図　表

第1図　各施設の有無（全業種総計について）……8
第2図　業種別による休憩施設の有無（百分比）……8
第3図　業種別による休養施設の有無（百分比）……9
第4図　業種別による更衣施設の有無（百分比）……9
第5図　業種別による手洗施設の有無（百分比）……10
第6図　業種別による入浴施設の有無（百分比）……10
第7図　業種別による授乳施設の有無（百分比）……11
第8図　業種別による飲料水施設の有無（百分比）……11
第9図　業種別による食事施設の有無（百分比）……12
第10図　規模別による各施設の設置率……13

附録
調　査　票……64

序　　説

第一節　調査の目的、対象、時期及方法

1. 調査の目的

よい職場施設は労働者に労働意欲を与え、且つ生産能率の増進に寄与するところ大である。特に女子は将来母となる役割をもち、生理的にも男子と異つているので、職場における各施設については充分な注意が払われなければならない。

この調査は以上の目的に沿つて労働時間の大部分が立業で占められている女子の作業場の床及び椅子、女子従業員が多い事業場における休憩施設、休養施設、更衣施設、便所施設、手洗施設、入浴施設、授乳施設、仮眠施設、及び之に加えて飲料水施設、食事施設等の職場施設について実態調査を行つた。

2. 調査の対象

この調査は業種別、女子従業員数別に各県から9事業場乃至11事業場を抽出した。各県においては、金属工業、機械器具工業、化学工業、紡織工業、印刷工業、食料品工業の6製造工業の5ちから2業種と運輸通信業を選び各々を5～49人、50～199人、200人以上の女子従業員数別にわけ各一事業場を任意抽出した。特に北海道・茨城・福岡においては製造工業1業種3事業場、鉱業6事業場を選び、六大都市においては商業或いは金融業の女子従業員200人以上の大規模事業場2づつを追加して調査した。

業種別、女子従業員数別の抽出事業場は下表の通りである。

第1表　女子従業員数別の抽出事業場数

業種別 ＼ 女子従業員数別 / 事業場数		5～49人	50～199人	200人以上
計	435	166	158	111
鉱業	18	5	4	9
製造工業 小計	274	102	93	79
化学工業	53	24	23	11
紡織工業	125	33	47	45
食料品工業	53	28	11	14
金属工業	10	4	1	5
機械器具工業	22	9	10	3
印刷工業	6	4	1	1
商業及金融業	12	—	4	8
運輸通信業	131	59	57	15

〔註〕女子従業員200人以上の事業場は全国でも数少く、県によつては皆無のところもある。亦同業種については女子従業員数別に5～49人、50～199人、200人以上の三事業場を抽出することが困難な県もある。以上の理由により調査事業場の規模に変動が生じたので各規模の総数は一致していない。

第 2 表　抽出した製造工業の府県別

都道府県名＼業種別	製造工業 計	化学工業	紡織業	食料品業	金属業	機械器具工業	印刷業	都道府県名＼業種別	製造工業 計	化学工業	紡織業	食料品業	金属業	機械器具工業	印刷業
1 北海道	3	-	2	1	-	-	-	26 京都	10	4	6	-	-	-	-
2 青森	6	2	1	3	-	-	-	27 大阪	5	4	-	-	-	-	1
3 岩手	9	4	3	2	-	-	-	28 兵庫	5	3	-	-	2	-	-
4 宮城	3	-	3	-	-	-	-	29 奈良	6	2	3	-	-	1	-
5 秋田	5	3	1	1	-	-	-	30 和歌山	6	-	3	2	-	-	1
6 山形	5	1	1	2	-	1	-	31 鳥取	5	-	3	2	-	-	-
7 福島	6	-	3	3	-	-	-	32 島根	6	-	4	-	-	2	-
8 茨城	3	-	1	1	1	-	-	33 岡山	6	3	3	-	-	-	-
9 栃木	6	-	3	3	-	-	-	34 広島	6	3	3	-	-	-	-
10 群馬	6	-	3	3	-	-	-	35 山口	6	2	4	-	-	-	-
11 埼玉	6	1	3	1	-	1	-	36 徳島	6	-	3	3	-	-	-
12 千葉	7	-	3	3	-	1	-	37 香川	6	-	2	2	-	2	-
13 東京	7	-	-	-	3	1	3	38 愛媛	6	3	3	-	-	-	-
14 神奈川	5	-	-	3	-	2	-	39 高知	6	3	3	-	-	-	-
15 新潟	6	3	3	-	-	-	-	40 福岡	4	-	3	-	1	-	-
16 富山	6	2	4	-	-	-	-	41 佐賀	6	3	3	-	-	-	-
17 石川	7	-	4	3	-	-	-	42 長崎	5	-	-	2	1	2	-
18 福井	8	3	5	-	-	-	-	43 熊本	6	2	3	1	-	-	-
19 山梨	6	-	3	2	-	1	-	44 大分	6	1	2	3	-	-	-
20 長野	7	-	5	-	-	1	1	45 宮崎	9	3	3	3	-	-	-
21 岐阜	8	-	4	1	2	-	1	46 鹿児島	6	-	3	3	-	-	-
22 静岡	6	-	3	3	-	-	-								
23 愛知	6	-	3	-	-	3	-								
24 三重	6	-	3	-	-	3	-								
25 滋賀	6	3	3	-	-	-	-	合計	274	58	125	53	10	22	6

3. 調査時期及方法

調査は昭和26年2月に婦人少年局地方職員室が各事業場を訪問し、面接と視察の方法で実施した。

第二節　調査の概要

調査結果の概要は次の通りである。

1. 床　　一般に女子が従業し大部分の労働時間が立業で占められる作業場の床には、板ばりのものが多い。煙草製造業では調査した全作業場が、紡績業では僅かのコンクリート床の作業場を除き凡て板ばりの床である。その他の業種においても、コンクリート床を使用しているのは水を使用する作業場に比較的多い。例えば、食料品工業、薬品工業等においては包装作業に板ばりの床をもつものが多い。

2. 椅　　子　　女子が従業し労働時間の大部分が立業で占められる作業場で作業の合間などに休息出来るように椅子をそなえているところは非常に少く半数にも及ばない。立業を将来椅子作業にかえる可能性……技術的な面或いは労務管理の面より……があると解答したものは使用者、衛生管理者、労働組合何れの側からも数えるほどしかない。

3. 休憩施設　　休憩施設は飲料水、手洗施設についで設置率が高い。(75.0%)

併し施設のある割に使用人数に比して椅子の数、たたみ数が少く、1人で椅子1個使用できる事業場は57.0%、1人でたたみ1畳使用出来る事業場は34.4%にすぎない。

女子専用の休憩室を備えている事業場は41.5%である。

4. 休養施設　　女子従業員30人以上を雇用する341事業場のうちで休養室をもたない事業場が226 (66.3%) もある。

休養室をもつ事業場においても女子専用の休養室をもつている事業場は約半数 (52.4%) である。規模の大きい事業場、女子従業員の数が多い事業場ほど女子専用の休養室を備えているものが多い。

5. 更衣施設　　更衣室は比較的多数の事業場がもつている。(70.9%)

女子専用としている事業場も比較的多い。(60.0%) 更衣入の種類には箱を使用するところが最も多く、次がロッカーである。しかし、盗難予防のための鍵等をそなえている事業物は半数しかない。(52.7%)

6. 便　　所　　便所は殆んど全部の事業場がもつているが運輸業のうち3事業場ほどは附近の公衆便所或は民家の便所を使用している。

大便所は男子共同で使用する事業場が非常に多い。(71.0%) 特に運輸通信業では大便所を男女共同で使用している場合が多い。(83.0%)

大便所一個当りの使用人数は、10～20人のところが比較的多いが中には、1個を30人以上で使用する事業場もある。(91のうち14)

事業場の規模が大になるほど掃除人を使用する事業場はふえる。併し、女子従業員数の占める割合の大きい事業場は掃除人を使用するところが少ない。これは事業場の規模如何にかかわらず、また、女子従業員数の如何に拘らず一事業場における女子従業員の占める割合が大きいときその事業場に於ては掃除人を使用せずに、掃除を女子従業員にまかせていることを示している。而も掃除は作業時間

にする所は少く、殆どの事業場が、作業時間外（作業開始前・作業終了後・休憩時間）に行つている。

7. **手洗施設**　手洗施設のない処は殆どない。（設置率92.0%）

しかし、これを男女別に設けている事業場は少く、女子専用としている事業場は28.9%を数えるにすぎない。蛇口は一個を10～30人で使用する事業場が比較的多い。しかし、1個を50人以上で使用する事業場もある。（15.0%）

8. **入浴施設**　浴場をもつている事業場も比較的多い。（65.0%）

特に鉱業、化学工業に多く設けられている。しかも男女別々の浴場をもつている事業場が多い。（71.3%）そのうちあがり湯をもうけている事業場は約半数にすぎない。（48.3%）

9. **授乳施設**　授乳所をもつ事業場は調査した435事業場のうち43を数えるのみであるが乳児をもつて働いている女子従業員を雇用する事業場は131、結婚して働いている女子従業員を雇用する事業場は303事業場である。

乳児をもつ女子従業員及び結婚して働いている女子従業員が多数いる事業場では比較的施設をそなえているものが多い。しかしベット布団等の施設についてはあまり考慮されていない。

授乳所43のうちベットをそなえているものは14、布団をそなえているものは9にすぎないが冬のための暖房は殆どが備えている。

授乳所のない事業場の女子従業員が授乳するのは、主に休憩室で、帰宅して授乳する者も相当多い。その他、作業場内、宿直室、面会室等いろいろあるが「日中だけ飲ませない」「人工栄養にしている」という者が、全部で6人いることは注目すべきことである。

10. **仮眠所施設**　女子従業員にとつて仮眠を必要とする業務は限られているので、仮眠所をもつ事業場は数少ない。仮眠を要する業務で仮眠所をもたない事業場は皆無である。しかし、仮眠所が男女共同で使用されている事業場が僅かながらみうけられる。（仮眠所53のうち9）

11. **飲料水施設**　飲料水の施設も手洗所と同様殆どの事業場がもうけている（92.0%）。蛇口1個を10～30人で使用する事業場が比較的多いが、1個を50人以上で使用する事業場が全体の25%もある。夏季には特別に煮沸湯、麦湯、氷水等を支給する事業場が多い（67.5%）。

12. **食事施設**　食堂は比較的多くの事業場にもうけられている（70.0%）。

商業及び金融業では調査事業場のすべてが食堂をもつている。少くないのは金属、機械、印刷工業で38%が食堂をもつにすぎない。

食事を支給している事業場は食堂のある事業場の30%を占める。

尚第3表～第8表及第1図～第9図は各施設を業種別に対比したものであるから参考に供されたい。

第1表　各施設比較表（実数）

業種別	調査事業場総数	飲料水施設	手洗施設	更衣施設	休憩施設	休養施設	食事施設	入浴施設	授乳施設
総数	435	404	401	308	327	231	306	282	43
鉱業	18	18	18	11	17	4	13	15	3
製造工業 小計	274	252	242	196	192	147	201	191	38
化学工業	58	52	54	46	44	32	44	50	8
紡織工業	125	115	109	76	85	63	101	90	19
食料品工業	53	47	44	46	38	32	40	34	10
その他	38	38	35	28	25	20	16	17	3
商業及金融業	12	10	12	11	10	10	12	2	-
運輸通信業	131	124	129	91	109	70	80	74	-

第2表　各施設比較表（百分比）

業種別	調査事業場総数	飲料水施設	手洗施設	更衣施設	休憩施設	休養施設	食事施設	入浴施設	授乳施設
総数	100	92.0	92.0	71.0	75.0	53.0	70.0	65.0	10.0
鉱業	100	100	100	61.0	94.0	22.0	72.0	83.0	17.0
製造工業 小計	100	92.0	88.0	71.0	70.0	54.0	73.0	74.0	14.0
化学工業	100	90.0	93.0	79.0	76.0	55.0	75.0	86.0	14.0
紡織工業	100	92.0	87.0	61.0	68.0	50.0	81.0	72.0	-
食料品工業	100	89.0	83.0	86.0	72.0	60.0	75.0	81.0	19.0
その他	100	100	91.0	73.0	65.0	52.0	42.0	55.0	8.0
商業及金融業	100	83.0	100	92.0	83.2	83.0	100	75.0	-
運輸通信業	100	95.0	98.0	70.0	83.0	53.0	61.0	44.0	-

第一図　各施設の有無（全業種総計について）

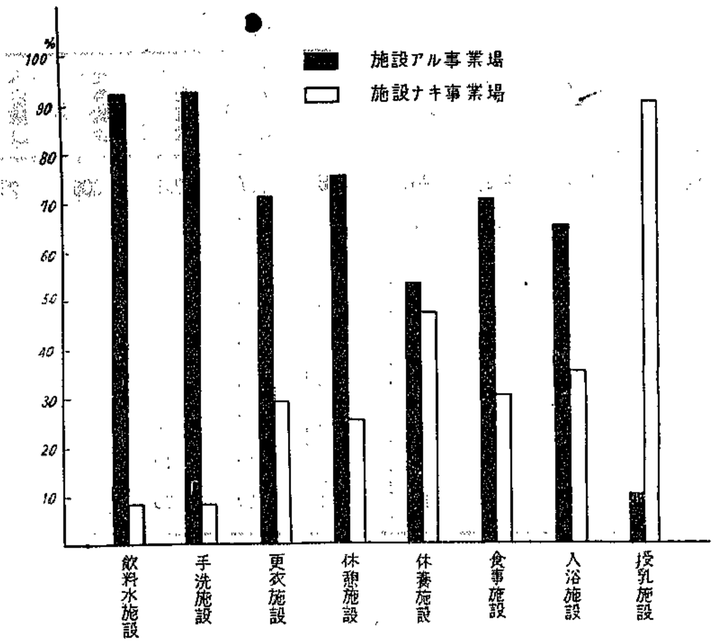

第二図　業種別による休憩施設の有無（百分比）

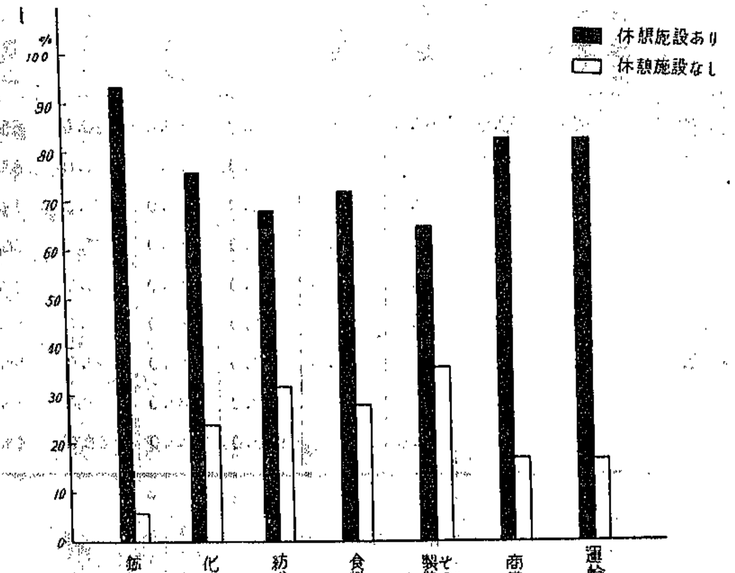

第三図　業種別にによる休養施設の有無（百分比）

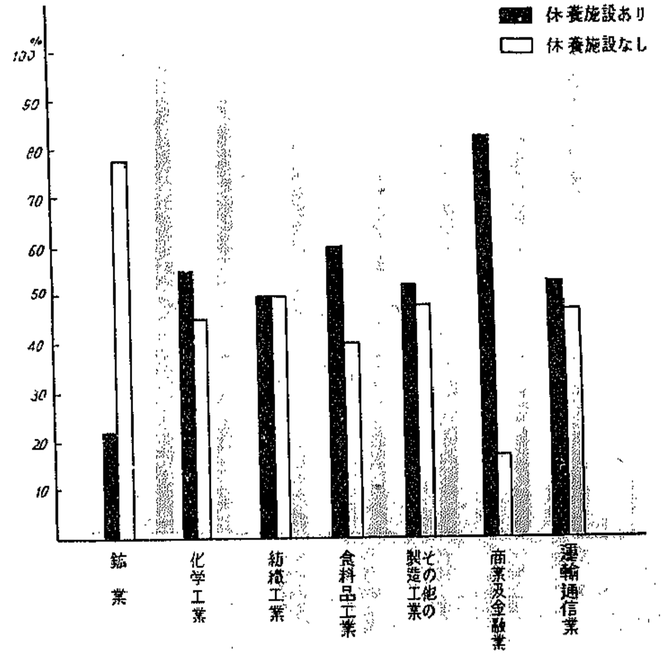

第四図　業種別による更衣施設の有無（百分比）

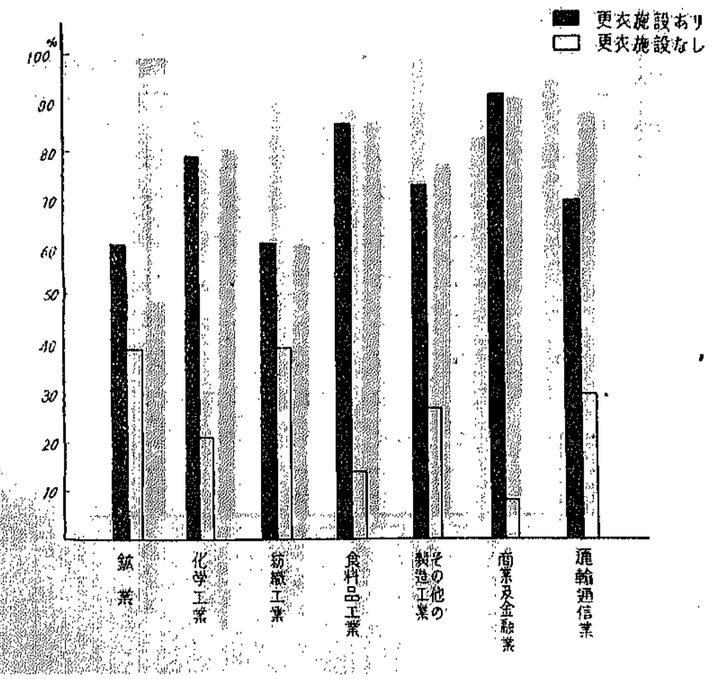

第五図　業種別による手洗施設の有無（百分比）

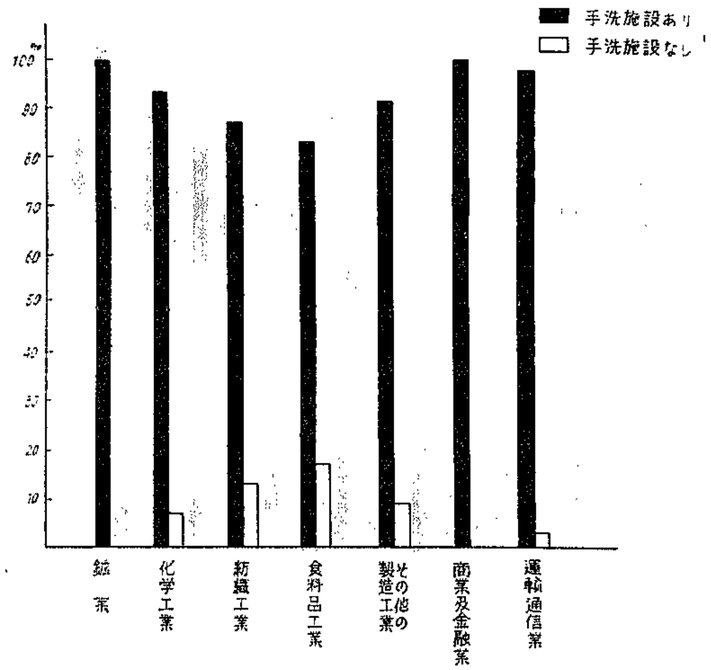

第六図　業種別による入浴施設の有無（百分比）

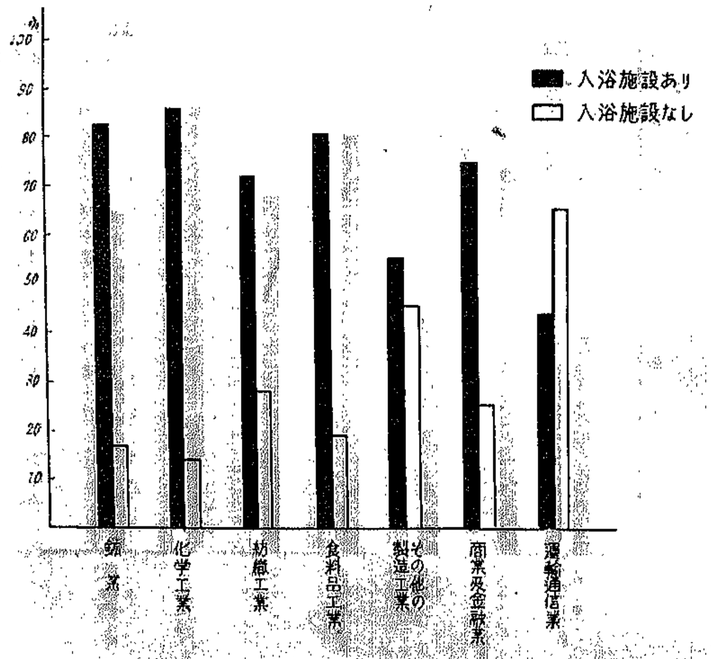

第七図　業種別による授乳施設の有無（百分比）

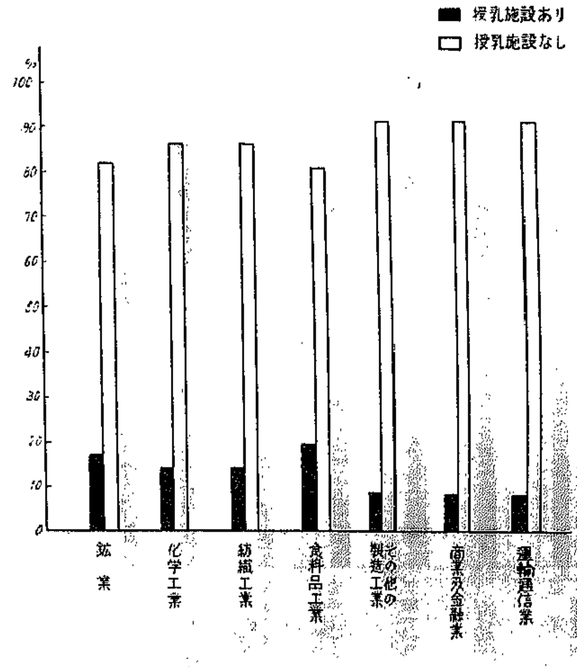

第八図　業種別による飲料水施設の有無（百分比）

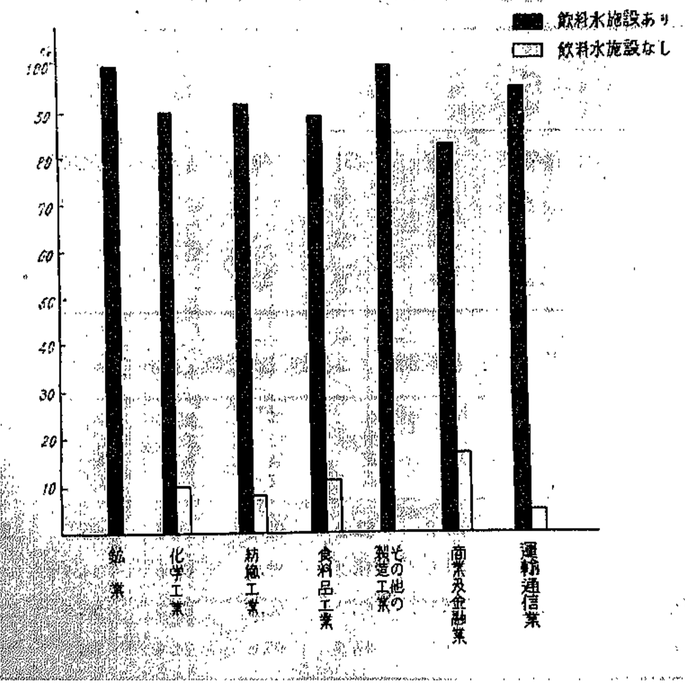

第九図　業種別による食事施設の有無（百分比）

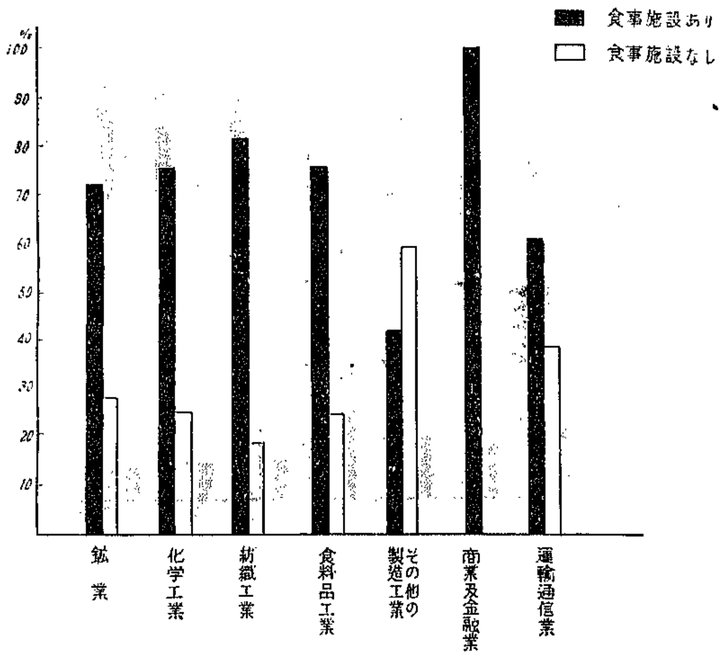

第 3 表　規模別による各施設設置数（実数）

規模別	調査事業場総数	休憩施設	休養施設	手洗施設	更衣施設	入浴施設	飲料水施設	食事施設
計	435	327	231	401	308	282	404	306
5～49人	61	42	19	51	42	22	61	47
50～199人	139	101	73	125	91	78	139	90
200人以上	235	186	139	225	175	182	235	169

第 4 表　規模別による各施設設置数（百分率）

規模別	調査事業場総数	休憩施設	休養施設	手洗施設	更衣施設	入浴施設	飲料水施設	食事施設
計	435	75.2	53.2	92.2	70.9	65.0	93.0	70.4
5～49人	61	69.0	31.2	83.5	69.0	34.4	87.0	77.0
50～199人	139	72.5	52.2	90.0	65.5	56.5	92.0	64.7
200人以上	235	79.0	59.5	95.6	74.5	78.2	95.0	72.0

第十図　規模別による各施設の設置率

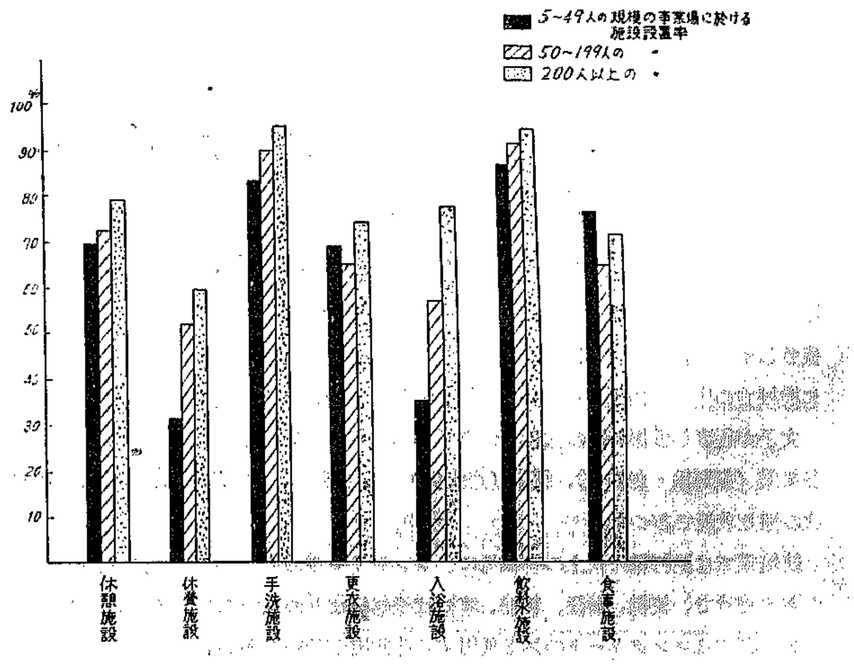

第5表　各施設の設置数と女子専用施設との比較（実数）

業種別	調査事業場総数	休憩施設	休養施設	更衣施設	便所施設	手洗施設	入浴施設
計	435	334 (139)	231 (121)	308 (216)	435 (159)	194 (56)	282 (201)
鉱業	18	17 (5)	4 (3)	11 (6)	18 (4)	2 (1)	15 (13)
製造工業 小計	274	199 (74)	146 (78)	195 (137)	274 (97)	126 (29)	191 (145)
化学工業	58	45 (16)	32 (19)	46 (32)	58 (20)	35 (7)	50 (42)
紡織工業	125	85 (33)	63 (35)	76 (54)	125 (45)	45 (14)	90 (71)
食料品工業	53	45 (16)	33 (14)	46 (33)	53 (19)	18 (7)	34 (23)
その他	38	24 (9)	20 (10)	27 (18)	38 (13)	28 (1)	17 (9)
商業及金融業	12	9 (2)	9 (6)	11 (10)	12 (5)	11 (8)	2 (0)
運輸通信業	131	109 (58)	70 (34)	91 (63)	131 (53)	55 (18)	74 (43)

〔註〕（　）内の数字は女子専用の施設数
（　）外の数字は施設設置数

第6表各施設中に占める女子専用の施設の割合

業種別	調査事業場総数	休憩施設	休養施設	更衣施設	便所施設	手洗施設	入浴施設
計	435	41.6	53.1	90.0	36.6	28.5	71.4
鉱業	18	29.4	22.1	55.0	22.2	50.0	86.6
製造工業 小計	274	27.2	53.0	70.3	35.4	23.0	53.5
化学工業	58	35.6	55.1	69.5	34.5	20.0	84.0
紡織工業	125	38.8	50.4	71.0	36.0	31.1	79.0
食料品工業	53	35.6	60.5	71.6	36.2	39.0	67.5
その他	38	37.5	52.6	66.6	34.2	3.6	53.0
商業及金融業	12	22.2	83.4	91.0	41.6	72.6	-
運輸通信業	131	53.2	53.4	69.2	40.4	31.7	58.0

各　　説

第　一　節

女子が従事し労働時間の大部分が立業で占められている作業場の床

作業場の床が労働者の保健に及ぼす影響は非常に大きい。コンクリートの床は水を使用する作業の職場や、機械台の床としては適当であるが、労働者の健康の点からみると堅く、冬は冷えやすいので疲労しやすい。特に女子は生理的に男子と異り、より身体の保護を要するので、この欠点を防ぐために機械台の床と室内通路を除いて労働者の通常作業につく個所の床は板ばりにすることが望ましい。

女子が従事し労働時間の大部分が立業で占められている作業として紡績業、製糸業、煙草製造業、製紙業（撰別係・包装係）、鉱業（選炭係）をとり出し、作業場の床についてその種類を調べた結果、次の様な状況であつた。

紡績業では混打綿と仕上の作業場に、コンクリートの床が各1と混打綿に一部コンクリートの床2があるだけで、梳綿、練篠、粗紡、精紡は全部板ばりの床である。（第7表参照）

製糸業ではコンクリートの床を使用する作業場が比較的多い。副蚕は全部がコンクリートの床をもち、煮蚕では32事業場中13がコンクリートの床である。繰糸係は煮熟された蚕から糸を抽出し、一条の生糸にする作業であり、煮熟された蚕を湯の中に浮ばせて作業をする関係上、水気のある作業場であるのに、30の作業場のうち2作業場だけがコンクリートの床をもつにすぎない。その他仕上の作業場にコンクリートの床をもつ事業場が皆無であることも注目に価する。（第8表参照）

第7表　紡績業における床の種類

作業名＼作業場数		コンクリート	板ばり	その他
混打綿	15	3	12	-
梳綿	15	-	15	-
練篠	15	-	15	-
粗紡	15	-	15	-
精紡	15	-	15	-
仕上	15	1	14	-

〔註〕混打綿のコンクリート床3は一部分コンクリートのもの2ケ所を含む

第8表　製糸業における床の種類

作業名＼作業場数		コンクリート	板ばり	その他
撰繭	16	2	14	
煮繭	32	13	19	4（一部分コンクリート）
繰糸	30	2	27	1（不明）
揚返し	34	1	31	2（一部分コンクリート）
仕上	29	-	29	-
副蚕	12	12		

煙草製造業は調査した作業場の凡てが板ばりの床を備えている。

製紙業で皮剝作業に女子が従事しているのは3事業場だけであるが、このうち2事業場は土間で作業をしている。（第9表参照）製紙業で女子従業員が多い作業は撰別係と包装係であり、この床の種類は次の如くである。撰別係ではコンクリートの床をもつものが4、板ばりの床をもつものが5、その他が2、包装係ではコンクリートの床をもつものが4、板ばりの床をもつものが6、その他が1でどちらもコンクリートの床をもつものが多い。（第10表参照）

次に鉱業で女子従業員が多く働いている選炭場の床についてみると、選炭作業がある14事業場のなかでコンクリートの床をもつものは1ケ所だけでその他は板ばり11、土間2で大部分が板ばりの床である。（第11表参照）

第9表　煙草製造業における床の種類

作業名＼作業場数		コンクリート	板ばり
葉組	12	-	12
葉拵	12	-	12
裁刻	8	-	8
巻上	8	-	8
裝置	10	-	10

第10表　製紙業における床の種類

作業名＼作業場数		コンクリート	板ばり	その他
皮むき	3	-	1	2（土間）
撰別	11	4	5	2（アスファルトたたみ）
包裝	11	4	6	1（アスファルト）

第11表　鉱業の選炭係における床の種類

作業名＼作業場数		コンクリート	板ばり	その他
選炭係	14	1	11	2（土間 板ばりの上に鉄板）

尚同じ業種でも製品によりその作業工程が違うものが多いのでその他の作業については第14表のような分類の仕方で各作業場の床の種類をみると、水を使用する作業場にコンクリートの床が多いことがみられる。食料品工業においては製パン・ビスケット・キャラメル・飴・菓子類等の包裝の作業場23のうち21が板ばりの床である。しかし、製造係では24のうち16がコンクリートの床をもち、罐詰工場でも板ばりの床は皆無となつている。亦薬品工業の洗ビン、注入、洗滌の作業場においても板ばりの床は1ケ所だけである。ゴム工業にコンクリートの床が多いのは、作業内容が圧延、熱処理を多分に必要とするためであろう。印刷工業が28のうち19も板ばりの床をもつているのは多くの女子従業員が折工、その他軽作業に従事しているためであろう。（第12表参照）

第 12 表　その他の工業における床の種類

業種別	作業場	作業場数	コンクリート	板ばり	その他
化学工業	化学繊維工業	29	19	10	-
	ゴム工業	59	42	14	3（土間）
	薬品工業 洗瓶	7	5	1	1（アスファルト）
	〃 その他	15	8	4	3（アスファルト2 タイル 1）
食料品工業	製パン ビスケット キャラメル 飴 菓子類 包装係	23	2	21	-
	〃 製造係	24	16	8	-
	罐詰業	26	26	-	-
印刷工業		28	9	19	-

第　二　節

女子が従事し労働時間の大部分が立業で占められている作業場の椅子

労働時間の大部分が立業で占められている作業においては、作業の合間に腰をかけて体を休めることが出来る椅子を作業場の片隅或いは従業員の傍に備付けておくことが望ましい。

紡績業では混打綿から仕上までの6工程の間に椅子を備えている事業場は皆無である。現在は立業であるが将来椅子作業にかえる可能性があるかないかを使用者、衛生管理者、労働組合に質問したが使用者も衛生管理者も、労働組合もなしと答えている。併し使用者も衛生管理者も労働組合も“紡績が百番以上の細番手をひくようになり、コンベヤーシステムになつた場合、始めて椅子の可能性あり”と解答している事業場が1ケ所あつた。その他は“作業の性質上やむを得ない”“現場では一切腰をかけさせない、腰をかけるくせをつけると製品にも坐るようになるし要具をいたませる”等の使用者側の解答がみられた。（第13表参照）

第 13 表　紡績業の立業の作業場における椅子の有無

作業名	作業場数	あり	なし
混打綿	15	-	15
梳綿	15	-	15
練篠	15	-	15
粗紡	15	-	15
精紡	15	-	15
仕上	15	-	15

製糸業では34の事業場のうち撰蚕、煮蚕、仕上の作業物を椅子作業にしているところが少くない。撰蚕では18事業場、煮蚕では2事業場、仕上では5事業場が椅子作業にきりかえている。現在立業の作業場のみについて作業の合間等に体を休める椅子の備付があるか、ないかみると次の様である。

椅子を備付けているのは煮蚕にもつとも多くて14事業場を数える。次は仕上作業場で29事業場の中12が椅子をもつている。その他では撰蚕に16事業場中5、繰糸に34事業場中6、揚返しに34事業場中6、副蚕に30事業場中7が椅子を備付けている。（第14表参照）

第 14 表　製糸業の立業の作業場における椅子の有無

作業名	作業場数	あり	なし
撰蚕	16	5	11
煮蚕	32	14	18
繰糸	34	6	28
揚返し	34	6	28
仕上	29	12	17
副蚕	30	7	23

椅子は一個を2～5人で使用する場合が多く、他には一個を一人で使用する場合、一個を数人で使用する場合などがある。煮蚕では32事業場中14が椅子を備え付けているが、一人で一個の椅子を使用しているのは2事業場だけでその他は1個を2～5人で使用するところが8、1個を6人以上で使用するところが4事業場である。仕上は1人で1個の椅子を使用する場合が多くて5事業場、1個を2～5人で使用する場合が6、6人以上で使用する場合が1となつている。その他の作業場も同じ様な傾向を示している。（第15表参照）

ではこの椅子は何時使用されているのであろうか、休憩時間に使用するというのが大部分で、作業

の合間に使用出来る事業場は非常に少ない。撰蚕で5事業場の中2、蒸蚕で14事業場の中2、繰糸で6事業場の中1、仕上で12事業場の中4、副蚕で7事業場の中2が作業の合間に椅子を使用しているだけである。（第15表参照）

第15表　製糸業の立業作業場における椅子数及椅子利用時

作業名＼作業場数		椅子1ケに対する使用人数				何時使用するか		
		1人1個	2～5人1個	6人以上1個	不明	休憩時間	作業の合間	不明
撰蚕	5	3	2	-	-	3	2	-
煮蚕	14	2	8	4	-	11	2	1
繰糸	6	2	2	1	1	4	1	1
揚返	6	1	2	3	-	5	-	1
仕上	12	5	6	1	-	7	4	1
副蚕	7	2	4	1	-	4	2	1

現在は立業であるが、将来之を椅子作業にかえる可能性があるかないかを使用者、衛生管理者、労働組合に夫々質問したところ、「椅子作業に変え得る可能性がある」との解答を得た作業は非常に少なかつた。併し34事業場中18事業場が現在既に椅子作業である。撰繭係では現在立業にしている16事業場のうち使用者が4、衛生管理者が3、労働組合が3将来椅子作業にする可能性ありと答えている。副蚕作業については使用者にも、衛生管理者にも、労働組合にも、椅子作業にかえる可能性ありと答えたものはない。（第16表参照）

第16表　製糸業における立業作業を将来椅子作業にかえる可能性あるか

作業名＼作業場数		将来坐る可能性あると考えるもの		
		使用者	衛生管理者	労働組合
撰蚕	16	4	3	3
煮蚕	32	3	2	2
繰糸	34	2	1	1
揚返	34	1	-	1
仕上	29	3	3	2
副蚕	30	-	-	-

〔註〕副蚕の作業場が30しかないのは副蚕作業をしない小規模工場5を含むためなので、椅子作業にしている事業場が5あるのではない。

煙草製造業で裁刻、巻上、裝置の各作業は事業場により立業でない処がある。12事業場のうち裁刻、巻上は8、裝置は10の事業場が立業であり、その他の事業場は椅子作業である。椅子作業の作業を除き、その他の作業場について仕事の合間、或いは休憩時間に身体を休ませることの出来る椅子の備え付けがあるかないかをみると、椅子の備付けがない作業場のほうが多いことがみうけられる。裝置では10のうち4が椅子を備付けているが巻上では8のうち2、裁刻では8のうち1作業場だけが椅子を備えているにすぎない。（第17表参照）椅子は1人に1個備付けの処と、数人で1個備付けの処と、まちまちである。しかも休憩時間にそれを使用する場合が多い。休憩時間だけに使用する椅子は休憩室等にもあるので必ず

しも作業場内に椅子を備付ける必要はなくなる。また作業の合間に腰かけることが出来る場合にも1人1個の椅子がなくては充分な休息は出来ない。裝置の作業場は作業の合間に椅子を使用する作業場3のうち、2事業場が各人で椅子をもつている。（第18表参照）

第17表　煙草製造業の立業作業場における椅子の有無

作業名＼作業場数		あり	なし
葉組	12	2	10
葉拵	12	3	9
裁刻	8	1	7
巻上	8	2	6
裝置	10	4	6

第18表　煙草製造業の立業作業場における椅子数及椅子利用時

作業名＼作業場数		椅子1個に対する使用人数				何時使用するか		
		1人1個	2～5人1個	6人以上1個	不明	休憩時間	作業の合間	不明
葉組	2	1	1	-	-	1	1	-
葉拵	3	1	2	-	-	2	1	-
裁刻	1	1	-	-	-	1	-	-
巻上	2	-	1	1	-	1	-	1
裝置	4	2	2	-	-	1	3	-

この立業の作業を将来椅子作業にかえ得る可能性があるかないかを質問したのに対し、使用者側で可能性あり、と解答したものは葉組2、葉拵3、裝置2、衛生管理者では葉拵2、裝置2、労働組合では葉組2、葉拵3、裁刻1、巻上1、裝置3だけであつた。（第19表参照）

第19表　煙草製造業における立業作業を将来椅子作業にかえる可能性あるか

作業名＼作業場数		将来坐る可能性あるものと考えるもの		
		使用者	衛生管理者	労働者
葉組	12	2	-	2
葉拵	12	3	2	3
裁刻	8	-	-	1
巻上	8	-	-	1
裝置	10	2	2	3

第20表　製紙業の立業作業場における椅子の有無

作業名＼作業場数		あり	なし
皮剥	3	-	3
撰別	11	2	9
包裝	11	4	7

製紙業において椅子を備えているところは撰別が11作業場のうち2、包裝が11作業場の中4であり、皮むき作業においては全然椅子を備えている作業場がない。（第20表参照）撰別では椅子1個を1人で使用するものが1、数人で使用するものが1、包裝では椅子1個を1人で使用するものが2、数人で使用するものが2である。そして撰別では休憩時間に使用するところが2、包裝では休憩時間に使用する

ところが2、仕事の合間に使用するところが2で、とゝも休憩時間に使用する作業場の方が多い。（第21表参照）更に現在立業の作業に従事している作業を將来椅子作業にかえ得る可能性があるかないかをみるに、可能性があると答えているものは撰別係に対して使用者3、衛生管理者3、労働組合3が椅子作業にかえる可能性ありと答えているだけである。（第22表表照）

第21表　製紙業の立業作業場における椅子数及椅子利用時

作業名＼作業場数		椅子1個に対する使用人数			何時使用するか		
		1人1個	2～5人1個	6人以上1個	休憩時間	作業の合間	
皮剝	3	-	-	-	-	-	
撰別	2	1	-	1	2	-	
包装	4	2	1	1	2	2	

第22表　製紙業における立業作業を腰かけ作業にかえる可能性あるか

作業名＼作業場数		將来坐る可能性ありと考えるもの		
		使用者	衛生管理者	労働組合
皮剝	-	-	-	-
撰別	9	3	3	3
包装	-	-	-	-

鉱業の14事業場の選炭場における椅子備付けの状態は次の如くである。椅子を備付けてあるのは2事業場にすぎない。（第23表参照）椅子は1人で1個のところ1、数人で1個のところ1、使用時は休憩時間1、作業の合間1となつている。（第24表参照）將来これを腰かけ作業にかえる可能性があるかないかとの問に対して、可能性あると解答したものは1事業場の衛生管理者1人だけである。

第23表　立業の選炭場（鉱業）における椅子の有無

作業名＼作業場数		あり	なし
選炭	14	2	12

第24表　立業の選炭場（鉱業）における椅子数及椅子の利用時

作業名＼作業場数		椅子1ケに対する使用人数			何時使用するか		
		1人1個	2～5人1個	6人以上1個	休憩時	作業の合間	不明
選炭	2	1	1	-	1	1	-

尚以上のほかに作業種類別が不可能なものについては小分類業種別により立業せる作業場の椅子についてみると次の様な結果が出た。

ゴム工業、薬品工業、印刷業は比較的椅子を備えているものが多く（ゴム工業35.0%、薬品工業59.0%、印刷業53.7%）、食料品工業、化学繊維工業では椅子を備えているところは少ない。（食料品工業13.0%、化学繊維工業10.8%）。椅子の数はどの業種においても1人1個のとこが多く、併も作業の合間に休息するものが比較的多い。（第25表及第26表参照）

將来これら立業の作業を椅子作業にかえる可能性があると解答しているものは化学繊維工業には全くなく、ゴム工業においては59事業場の中使用者1、衛生管理者6、労働組合7、薬品工業においては22事業場中使用者8、衛生管理者10、労働組合10、食料品工業の包装係においては23事業場の中使用者5、衛生管理者4、労働組合4、製造業はなし、罐詰業においては26事業場の中使用者

9、衛生管理者9、労働組合9、印刷業においては28事業場の中使用者7、衛生管理者7、労働組合7である。

第25表　その他の工業の立業作業における椅子の有無

業種別		作業場数	あり	なし
化学工業	化学繊維工業	29	3	26
	ゴム工業	59	20	39
	薬品工業 洗瓶	7	3	4
	〃 注入	15	10	5
	〃 洗滌			
	〃 その他			
食料品工業	製パン ビスケット キャラメル 飴菓子類 包装係	23	4	19
	〃 製造係	24	2	22
	罐詰業	26	10	16
印刷工業		23	15	13

第26表　その他の工業の立業作業における椅子の数及椅子利用時

業種別		作業場数	將来坐る可能性あると考えるもの		
			使用者	衛生管理者	労働組合
化学工業	化学繊維工業	-	-	-	-
	ゴム工業	14	1	6	7
	薬品工業 洗瓶	23	8	10	10
	〃 注入				
	〃 洗滌				
	〃 その他	13	5	4	4
食料品工業	飴菓子類業	-	-	-	-
	罐詰業	27	9	9	9
印刷工業		21	7	7	7

化学繊維工業では椅子作業に反対する理由として、「仕事がしにくい」と答えているところがある。薬品工業では「能率上坐ると生産がおちる」「椅子はあるが作業の便宜上立つている」又食料品工業の包装係では「自動包装機が高いので椅子作業は不可能である」と解答したものと、「丈の高い椅子をおけば腰をかけて作業し得る」と反対の解答をしているものとがあり、注目に価する。その他には「仕事の能率があがらないから椅子作業はさせない」というものがここでもある。食料品工業の製造係については「作業の性質上不可能である」と解答している。罐詰等についても、「椅子作業は可能であるが立つたほうが能率があがるため原則として立業にしている」と解答しているところがある。印刷業の中の或る工場では解版作業については「立業の方が仕事がしよいので立業にしている」、ギヤザラー係については「約2時間就労したる30分休憩をとる（交替制）」、折機係については「椅子は仕事がしにくく能率があがらないので立業にしている」、仕上機については「移動することが多いので通常椅子に腰をかけることが出来ないが、仕事にゆとりが出来たときは椅子にかける」、綴機については「仕事がしにくく能率があがらないので立業にしている」、員数係については「移動が多いので椅子作業は無理である」と夫々の作業場について解答している。

以上椅子作業にきりかえることが不可能であると答えているものについてその理由を少しあげてみたが、仕事の性格が椅子作業には全く適しないものは別としてその他のものは能率の関係で椅子作業にしていないというのが多いことは注目すべきことである。（第27表参照）

第27表　その他の工業の立業作業における椅子数及椅子利用時

業種別		作業場数	椅子1個に対する使用人数				何時使用するか		
			1人1個	2～5人1個	6人以上1個	その他	休憩時間	作業の合間	その他
化学工業	化学繊維工業	3	-	2	-	1	2	-	1
	ゴム工業	20	11	9	-	-	5	9	6
	薬品工業 洗瓶注入	3	3	-	-	-	3	-	-
	〃 その他	10	7	3	-	-	3	5	2
食料品工業	製パン ビスケット キャラメル 飴菓子類 包装係	4	2	1	1	-	2	2	-
	〃 製造係	2	-	2	-	-	-	2	-
	罐詰業	10	6	2	2	-	-	8	2
印刷工業		15	9	6	-	-	3	8	4

第三節　休憩施設

休憩施設とは10～15分の休憩時間に体を休めるための施設をいい、作業の種類により適宜の措置を考える必要がある。作業強度の大きい作業、立業を主としている作業は特に休憩施設が必要と思われる。

1.　休憩施設の有無

435事業場の中、休憩施設をもうけているのは327事業場（75%）で手洗飲料水施設についで設置率が高い。鉱業は調査事業場18のうち17の事業場が休憩室をもうけている。その他の製造工業（金属、機械、印刷）は休憩室をもつ事業場が65%、紡織工業は60%で何れも設置率が低い。（第28表、第29表参照）

第28表　休憩施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	327	108
鉱業	18	17	1
製造工業 小計	274	192	82
化学工業	58	44	14
紡織工業	125	85	40
食料品工業	53	38	15
その他	38	25	13
商業及金融業	12	10	2
運輸通信業	131	108	23

第29表　休憩施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	75.2	24.8
鉱業	100	94.5	5.5
製造工業 小計	100	63.9	31.1
化学工業	100	75.8	24.2
紡織工業	100	68.0	32.0
食料品工業	100	71.7	28.3
その他	100	65.7	34.3
商業及金融業	100	83.4	16.6
運輸通信業	100	82.4	17.6

これを規模別にみると従業員200人以上の規模の事業場のほうが小規模の事業場よりも施設のあるところが多い。従業員数5～49人の規模の事業場で施設をもつているものは69%にすぎないが、従業員数50～199人の規模になると72.5%、更に従業員数200人以上の規模になる79.0%とふえてきている。（第30表、第31表参照）

第30表　休憩施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	327	108
5～49人	61	42	19
50～199人	139	101	33
200人以上	235	186	49

第31表　休憩施設の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	75.2	24.8
5～49人	100	69.0	31.0
50～199人	100	72.5	27.5
200人以上	100	79.0	21.0

女子従業員数別では女子従業員数が多くなる程、施設はととのつて来る。女子従業員数5～49人の事業場においては休憩施設をもつているところが71.7%であるのに、女子従業員数が50～199人の事業場になると75.3%、更に女子従業員数が200人以上の事業場になると80%と増大している。

（第32表第33表参照）

第32表　休憩施設の有無（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	435	327	108
5 ～ 49 人	166	119	47
50 ～ 199 人	158	119	39
200 人 以 上	111	89	22

第33表　休憩施設の有無百分率（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	100	75.2	24.8
5 ～ 49 人	100	71.3	28.7
50 ～ 199 人	100	75.3	24.7
200 人 以 上	100	80.5	20.0

2.　休憩施設の男女別

休憩施設は疲れを休める所なので自由な姿体が出来ることが望ましくそのためには女子専用であることが望ましい。

調査の結果休憩施設の女子専用をもつているところは、334事業場の中139事業場（41.6%）、男女が共同で使用しているところは138事業場（41.4%）、女子専用の休憩室と男女共用の休憩室の両方をもつているところは50事業場（15.0%）で、女子従業員が使う休憩室を凡て女子専用にしている事業場は半数にみたない。これは何れの業種についてみても同様である。中でも食料品工業は男女共用の場合が比較的多く、（女子専用35.6%、男女共用55.5%）、運輸通信業は女子専用の場合が比較的多い。（女子専用53.1%、男女共用32.0%）（第34表、第35表参照）

第34表　休憩施設の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他	不明
計	334	139	138	47	9
鉱業	17	5	4	8	-
製造工業 小計	199	74	95	23	7
化学工業	45	16	18	10	1
紡織工業	85	33	38	10	4
食料品工業	45	16	25	2	2
その他	24	9	14	1	-
商業及金融業	9	2	4	3	-
運輸及通信業	109	58	35	14	2

第35表　休憩施設の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他	不明
計	100	41.5	41.2	14.0	3.3
鉱業	100	29.4	23.5	47.1	-
製造工業 小計	100	37.2	47.8	11.5	3.5
化学工業	100	35.5	39.9	22.2	2.3
紡織工業	100	38.8	44.7	11.7	4.8
食料品工業	100	35.5	55.5	4.5	4.5
その他	109	37.4	58.3	4.3	-
商業及金融業	100	22.2	44.4	33.3	-
運輸及通信業	100	53.1	32.0	12.8	2.1

休憩施設の男女別は、規模別にみても女子従業員数別にみても、特に大きな差異をみいだすことは出来ない。

3.　休憩施設の種類

イ　施設の種類

休憩施設はたたみを敷いた室、椅子をおいた室、両方を一室に備えている事業場、或いは両方を別

個にもつ事業場と、事業場によつて異る。併し椅子の施設をもつところがもつとも多く、64.5%を占め、たたみ敷のところは比較的少くて、20.0%を占めるのみである。業種別には運輸通信等がたたみ敷の休憩室を比較的多くもち（32.0%）その他の業種には椅子施設をもつ事業場が圧倒的に多い。（第36表、第37表参照）

第36表　休憩施設の種類（業種別）

業種別	計	椅子の施設	たたみの施設	両方する場合椅子たたみを施設使用
計	334	215	67	52
鉱業	17	8	-	9
製造工業 小計	199	147	29	23
化学工業	45	35	4	6
紡織工業	85	61	17	7
食料品工業	45	36	2	7
その他	24	15	6	3
商業及金融業	9	5	3	1
運輸通信業	109	55	35	19

第37表　休憩施設の種類百分率（業種別）

業種別	計	椅子の施設	たたみの施設	両方する場合椅子たたみを施設使用
計	100	64.5	20.0	15.5
鉱業	100	47.1	-	52.9
製造工業 小計	100	74.0	14.6	11.4
化学工業	100	77.7	8.8	13.5
紡織工業	109	67.6	20.0	12.4
食料品工業	100	79.9	4.4	15.9
その他	100	63.1	24.5	12.4
商業及金融業	100	55.5	33.3	11.1
運輸通信業	100	50.5	32.0	17.5

ロ　椅子の施設ある休憩室について

椅子をおいた休憩室で1人用腰かけを備付けているところは215事業場の中44（20.5%）、長椅子、木製ベンチ等を備付けているところは171事業場（89.5%）で長椅子ようのものをおくところが一番多い。どの業種においても1人用腰掛を備付けているところは数少ない。（第38表、第39表参照）

第8表　椅子の種類（業種別）

業種別	計	一人用腰かけ	長椅子、木製ベンチ
計	215	44	171
鉱業	8	2	6
製造工業 小計	147	30	117
化学工業	35	5	30
紡織工業	61	19	42
食料品工業	36	4	32
その他	15	2	13
商業及金融業	5	2	3
運輸通信業	55	10	45

第39表　椅子の種類百分率（業種別）

業種別	計	一人用腰かけ	長椅子、木製ベンチ
計	100	20.5	79.5
鉱業	100	15.0	75.0
製造工業 小計	100	20.2	79.8
化学工業	100	15.4	85.6
紡織工業	100	31.0	69.0
食料品工業	100	11.0	89.0
その他	100	13.4	86.6
商業及金融業	100	40.0	60.0
運輸通信業	100	20.0	80.0

椅子1個に対する使用人数をみると1人で1個を使用する場合が最も多く215事業場の中124（57.7%）を占める、併も椅子1個を6人以上の者が使用するような事業場が21（7.8%）もあることは注目すべきことである。鉱業では凡て1人で1個使用している、化学工業で1人1個を使用出来るのは51.5%、紡織工業では38.7%、食料品工業では61.0%、その他の製造工業では61.0%、商業及金融業では40.0%、運輸通信業では52.7%を占めるのみである。1個の椅子を2人以上特に6人以上で使用す

るところは化学工業で10.7%、紡織工業で8.2%、食料品工業で5.6%、その他の製造業で13.3%、商業及び金融業で10.0%、運輸通信業で14.5%もある。（第40表参照）

第40表　椅子一個に対する使用人数（業種別）

業種別	計	一人一個	二—五人一個	六人以上一個	不明
計	215	124 (57.7)	32 (14.9)	21 (9.8)	38
鉱業	8	8	-	-	-
製造工業 小計	147	85	22	12	28
化学工業	35	18 (51.5)	5	3 (12.7)	9
紡織工業	61	36 (58.7)	8	5 (8.2)	12
食料品工業	36	22 (60.0)	7	2 (5.6)	5
その他	15	9 (60.0)	2	2 (13.3)	2
商業及金融業	5	2	1	1 (10.0)	1
運輸通信業	55	29 (52.7)	9	8 (14.5)	9

註（　）の数字は百分率を示す

化学工業は50%、紡織工業は41.7%、食料品工業は50%、その他の製造工業は33.3%、商業及金融業は33.3%、運輸通信業は28.6%で運輸通信業は特に低い。これ以外の事業場では数人が1畳のたたみを使用しなければならない状態である。（第41表参照）

第41表　たたみ一畳に対する使用人数　（業種別）

業種別	計	一人以下一畳	二人—五人一畳	六人以上一畳	不明
計	67	23 (34.4)	22 (32.8)	13 (19.4)	9
鉱業	-	-	-	-	-
製造工業 小計	79	12	9	7	1
化学工業	4	2	-	2	-
紡織工業	17	7 (41.2)	7 (41.2)	3 (17.6)	-
食料品工業	2	1	1	-	-
その他	6	2	1	2	1
商業及金融業	3	1	1	1	-
運輸通信業	35	10 (28.6)	12 (34.3)	5 (14.3)	8 (23.8)

註（　）内の数字は百分率を示す

休憩をするわけである。（第42表、第43表参照）

ハ　たたみ敷の休憩室について

たたみ敷の休憩室の場合1畳を1人或いは1人以下で使用出来る広さをもつている休憩室は、たたみ敷の休憩施設67事業場の中23事業場（34.4%）を占め1畳を2～5人で使用しているところは22（32.8%）、1畳を6人以上で使用する事業場は13（19.4%）で、ここでも椅子施設の休憩室と同様に全従業員が一度に使用出来ない休憩室をもつ事業場が少くない。何れの業種でも1人1畳を使用しているのは半数以下である。

ニ　休憩室の暖房

冬季は休憩室に暖房の設備がないと休憩室としての役割は果せない。

暖房の設備数をみると休憩施設ある334事業場の中226事業場（67.6%）が暖房を備付けている、鉱業は不明の1を除いて全事業場が暖房を備えている、化学工業は62.3%、紡織工業は60%、食料品工業は57.7%、その他の製造工業は75.0%、商業及金融業は79%、運輸通信業は78.0%、が暖房の設備をもつているが、その他は寒い冬も火の気のない室で

第42表　休憩室の暖房の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし	不明
計	334	226	94	14
鉱業	17	16	-	1
製造工業 小計	199	118	73	8
化学工業	45	28	15	2
紡織工業	85	51	32	2
食料品工業	45	26	16	3
その他	24	13	10	1
商業及金融業	9	7	2	-
運輸通信業	109	85	19	5

第43表　休憩室の暖房の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし	不明
計	100	67.5	28.1	4.4
鉱業	100	94.3	-	5.7
製造工業 小計	100	63.4	36.6	-
化学工業	100	42.2	33.3	24.5
紡織工業	100	60.0	37.6	2.4
食料品工業	100	57.5	35.6	6.9
その他	100	53.8	41.4	4.8
商業及金融業	100	77.8	22.2	-
運輸通信業	100	77.9	17.3	4.8

第四節　休　養　施　設

昼休みや、生理日或いは軽い不快を覚えた場合などに手足をのばして充分に体を休ませる室と施設が働く婦人にとつて必要である。

労働安全衛生規則第209条にも“常時50人以上又は女子30人以上の労働者を使用する事業場においては労働者のが休し得る休養室又は休養所を男女別に区別して設けなければならない”と規定している。

1.　休養室の有無

休養室は435事業場の中231事業場（53.1%）が設けているだけである。これを業種別にみると鉱業が22.1%で最も悪く、商業及金融業が83.4%で比較的多くの事業場が休養室をもつ。（第44表、第45表参照）

第44表　休養施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	231	204
鉱業	18	4	14
製造工業 小計	274	147	127
化学工業	58	32	26
紡織工業	125	63	62
食料品工業	53	32	21
その他	38	20	18
商業及金融業	12	10	2
運輸通信業	131	70	61

第45表　休養施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	53.1	46.9
鉱業	100	22.1	77.9
製造工業 小計	100	53.0	47.0
化学工業	100	55.1	44.9
紡織工業	100	54.4	49.6
食料品工業	100	60.5	39.5
その他	100	52.6	47.4
商業及金融業	100	83.4	16.6
運輸通信業	100	53.4	46.6

更に規模別による差異をみるに規模の小さい事業場ほど休養室をもつていない。従業員数5～49人の事業場では休養室のあるものは31.2%であるのに、従業員数50～199人の事業場では52.5%、従業員数200人以上の事業場では59.2%と徐々にふえてきている。（第46表、第47表参照）

第46表　休養施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	231	204
5～49人	61	19	42
50～199人	139	73	66
200人以上	235	139	96

第4　表　休養施設の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	53.1	46.9
5～49人	100	31.2	68.8
50～199人	100	52.5	47.5
200人以上	100	59.2	40.8

これを女子従業員数別にみると、女子従業員数30～49人の事業場では55.6%が、50～199人の事業場では43.1%が、200人以上の事業場では34.2%の事業場が休養室をもつていない。即ち女子

30人以上を雇用する事業場において休養室を設けていない事業場が、341事業場の中226事業場(66.3%）もあるわけである。（第48表、第49表参照）

第48表　休養施設の有無
（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	435	231	204
5～29人	94	36	58
30～49人	72	32	40
50～199人	158	90	68
200人以上	111	73	38

第49表　休養施設の有無百分率
（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	100	53.1	46.9
5～29人	100	38.3	61.7
30～49人	100	44.4	55.6
50～199人	100	56.9	43.1
200人以上	100	65.8	34.2

2.　休養室の男女別

休養室はたたみ敷、或いはベットをおき横になつて休む場所なので男女別に建てる必要がある。

休養室を女子専用にしている事業場は休養室のある231事業場のうち121事業場（52.4%）である。これは何れの業種もほぼ同様な状態である。（第50表、第51表参照）

第50表　休養室の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他
計	231	121	104	6
鉱業	4	3	1	0
製造工業 小計	148	78	68	2
化学工業	32	19	13	0
紡織工業	63	35	27	1
食料品工業	33	14	18	1
その他	20	10	10	0
商業及金融業	9	6	2	1
運輸通信業	70	34	33	3

第51表　休養室の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	52.4	46.0	2.6
鉱業	100	75.0	25.0	0
製造工業 小計	100	52.7	46.0	1.3
化学工業	100	59.4	40.6	0
紡織工業	100	55.5	42.9	1.6
食料品工業	100	42.5	54.5	3.0
その他	100	50.0	50.0	0
商業及金融業	100	56.8	22.0	1.2
運輸通信業	100	45.6	47.2	4.2

これを女子従業員数別にみると女子従業員数が多くなるに従つて女子専用の休養室をもつ事業場がふえてくる。女子従業員数5～49人の事業場では女子専用の休養室をもつ事業場が38.2%、女子従業員数50～199人の事業場では51.0%、女子従業員数200人以上の事業場では68.5%が女子専用の休養室をもつている。（第52表、第53表参照）これを更に一事業場における女子従業員数の占める割合についてみると、1事業場において女子従業員数の占める割合が以下の事業場では休養室を女子専用にしているところが37.5%、女子従業員数の占める割合が31～70%以下の事業場では62.8%、女子従業員数の占める割合が71～100%の事業場では逆に少く、51.5%である。これは殆んど

が女子従業員で占める事業場においては男子の数があまり少いため、特に男子のための施設をつくることをしないで女子と一緒に使用させるためであろう。（第54表、第55表参照）

第52表　休養室の男女別
（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用	その他
計	231	121	104	6
5 ～ 49 人	63	26	33	4
50 ～ 199 人	90	45	43	2
200 人 以 上	73	50	23	0

第53表　休養室の男女別百分率
（女子従業員数別）

女子従業別数別	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	52.4	44.0	2.6
5 ～ 49 人	100	38.2	55.9	5.9
50 ～ 199 人	100	50.0	47.8	2.2
200 人 以 上	100	68.5	31.5	0

第54表　休養室の男女別
（全従業員中に占める女子従業員数の割合）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用	その他
計	231	121	104	6
30 % 以 下	64	24	39	1
70 % 以 下	101	63	34	4
100 % 以 下	66	34	31	1

第55表　休養室の男女別百分率
（全従業員中に占める女子従業員数の割合）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	52.4	44.0	2.6
30 % 以 下	100	37.5	61.0	1.5
70 % 以 下	100	62.3	33.6	4.0
100 % 以 下	100	51.5	47.0	1.5

3. 生理日のための用具材料保存の有無

生理になつたとき用具材料を手に入れる何らかの措置がほどこされていれば不快な気分を大分やはらげることが出来る。

併し生理日のための用具を備付けてあるところは非常に少く、435事業場の中91事業場（21.0%）にすぎない。鉱業では全くなく、化学工業では24.1%、紡織工業では23.2%、食料品工業では20.8%その他の製造工業では13.1%、商業及金融業では25.0%、運輸通信業では22.1%の事業場が用具材料をもつているにすぎない。（第56表、第57表参照）

尚一事業場における女子従業員の数が多いところほど生理日のための用具材料を保存しているところが多い。全従業員中に占める女子従業員数の割合が30%以下の事業物では用具を保存しているのは15.9%であるが、1事業場において女子従業従数の割合が31～70%の事業場では21.2%、71～100%の事業場では25.4%をその比率が増えている。（第58表、第59表参照）

第56表　生理日のための用具材料保存の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	91	344
鉱業	18	0	18
製造工業 小計	274	59	215
製造工業 化学工業	58	14	44
製造工業 紡織工業	125	29	96
製造工業 食料品工業	53	11	42
製造工業 その他	38	5	33
商業及金融業	12	3	9
運輸通信業	131	29	102

第57表　生理日のための用具材料保存の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	21.0	79.0
鉱業	100	0	100
製造工業 小計	100	21.4	78.6
製造工業 化学工業	100	24.1	75.9
製造工業 紡織工業	100	23.2	76.8
製造工業 食料品工業	100	20.8	79.2
製造工業 その他	100	13.1	86.9
商業及金融業	100	25.0	75.0
運輸通信業	100	22.1	77.9

第58表　生理日のための用具材料保存の有無
（全従業員中に占める女子従業員数の割合別）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	あり	なし
計	435	91	344
30 % 以 下	126	20	106
70 % 以 下	179	38	141
100 % 以 下	130	33	97

第59表　生理日のための用具材料保存の有無百分率
（全従業員中に占める女子従業員数の割合別）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	あり	なし
計	100	21.0	79.0
30 % 以 下	100	15.9	84.1
70 % 以 下	100	21.2	78.8
100 % 以 下	100	25.4	74.6

第五節　更衣施設

作業に従事する労働者に対しては、作業につくとき作業服にきかえ、また、作業が終つたとき平常着にきかえるための適当な更衣設備を設けることが必要である。なお風紀維持の見地から更衣室については男女別に設けることが必要と思われる。

1.　更衣施設の有無

調査事業場435のうち308事業場（70.9%）が更衣施設をもうけている。鉱業において女子従業員が多い作業は選炭係だけであるが、石炭関係の作業は選炭係でも汚れやすい。鉱業では18事業場の中8事業場（39.0%）が更衣所を設けていない。その他に汚染しやすい作業は化学工業及び金属、機械器具工業を含むその他の製造工業に多いがこれは何れも79.3%、73.6%の事業場が更衣所を設けている。この他では紡織工業に更衣所を設けている事業場が少く（6.8%）事務系統の商業及金融業は全部更衣所を備えている。（第60表、第61表参照）

第60表　更衣施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	308	127
鉱業	18	10	8
製造工業 小計	274	193	81
化学工業	58	45	13
紡織工業	125	75	50
食料品工業	53	45	8
その他	38	28	10
商業及金融業	12	12	0
運輸通信業	131	93	38

第61表　更衣施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	70.9	29.1
鉱業	100	61.0	39.0
製造工業 小計	100	70.4	29.6
化学工業	100	79.3	20.7
紡織工業	100	60.8	39.2
食料品工業	100	86.5	13.5
その他	100	73.6	26.4
商業及金融業	100	100	0
運輸通信業	100	69.5	30.5

これを規模別にみると従業員5～49人の規模の事業場で更衣所を設けているのは61事業場の中42（69.0%）であるが従業員200人以上の規模の事業場では235事業場の中175（74.5%）と規模の大きい事業場のほうが更衣所の設置率が高い。（第62表、第63表参照）

第62表　更衣施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	308	127
5～49人	61	42	19
50～199人	139	91	43
200人以上	235	175	60

第63表　更衣施設の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	70.9	29.1
5～49人	100	69.0	31.0
50～199人	100	65.5	34.5
200人以上	100	74.5	25.5

女子従業員数別にみても、女子従事員数5～49人の事業場では更衣所の設置率は41.2%にすぎないが、女子従業員数50～199人の事業場では73.5%、女子従業員数200人以上の事業場では80.2%と上昇している。（第64表、第65表参照）

第64表　更衣施設の有無（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	435	308	127
5～49人	166	103	63
50～199人	158	116	42
200人以上	111	89	22

第65表　更衣施設の有無百分率（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	あり	なし
計	100	70.9	29.1
5～49人	100	41.2	58.8
50～199人	100	73.5	26.5
200人以上	100	80.2	19.8

2.　更衣施設の男女別

更衣所は先にも述べたように衣服を着がえる場所であるから男女別にこれを設けることが必要である。更衣所をもつ事業場308のうち女子従業員の使用する更衣所が女子専用となつている事業場は216（70.0%）男女共用となつている事業場は67（21.8%）で女子専用にしているところが多い。女子従業員の使用する更衣所が凡て女子専用となつている事業場の比較的少ないのは鉱業で55.0%、次がその他の製造工業で66.6%、これに対して商業及び金融業は11事業場の中10（91.0%）が女子専用の更衣所を設けている。（第66表、第67表参照）

第66表　更衣所の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他
計	308	216	67	25
鉱業	11	6	2	3
製造工業 小計	195	137	43	15
化学工業	46	32	8	6
紡織工業	76	54	19	3
食料品工業	46	33	11	2
その他	27	18	5	4
商業及金融業	11	10	1	0
運輸通信業	91	63	21	7

第67表　更衣所の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	70.0	21.8	8.2
鉱業	100	55.0	18.3	26.7
製造工業 小計	100	70.2	22.0	7.8
化学工業	100	69.5	17.4	13.1
紡織工業	100	71.0	25.0	4.0
食料品工業	100	71.6	23.9	4.5
その他	100	66.6	18.5	14.9
商業及金融業	100	91.0	9.0	0
運輸通信業	100	69.2	23.0	7.8

女子従業員数5～49人の事業場において女子従業員の使用する更衣所を凡て女子専用としている事業場は104事業場の中54（52.0%）にすぎないが、女子従業員数50～199人の事業場になると女子従業員が使用する更衣所を凡て女子専用としているのは78.7%、200人以上の事業場になると、女子従業員が使用する更衣所を凡て女子専用としている事業場は80.1%となつている。女子従業員数が

多い事業場ほど更衣所を女子専用にしている場合がふえている。(第68表、第69表参照)

第68表　更衣所の男女別
(女子従業員数別)

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用	その他
計	308	216	67	25
5 ～ 49 人	104	54	45	5
50 ～ 199 人	113	89	17	7
200 人 以 上	91	73	5	13

第69表　更衣所の男女別百分率
(女子従業員数別)

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	70.0	21.8	8.2
5 ～ 49 人	100	52.0	43.2	4.8
50 ～ 199 人	100	73.7	15.0	6.3
200 人 以 上	100	80.1	5.5	14.4

これを1事業場における女子従業員数の割合によつてみると、女子従業員数の割合が多くなるほど更衣所を女子専用にしているところが多い。1事業場中に占める女子従業員数の割合が30％以下の事業場においては女子従業員が使用する更衣所を女子専用にしているものが51.2％にすぎないが、女子従業員数の占める割合が31～70％の事業場では女子従業員が使用する更衣所を女子専用にしているもの77.0％、女子従業員が占める割合が71～100％の事業場では更衣所を女子専用にしているもの77.8％と、その数が多くなつてきている。(第70表、第71表参照)

第70表　更衣所の男女別
(全従業員中に占める女子従業員数の割合)

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用	その他
計	308	216	67	25
30 ％ 以 下	84	43	23	18
70 ％ 以 下	148	114	30	4
100 ％ 以 下	76	59	14	3

第71表　更衣所の男女別百分率
(全従業員中に占める女子従業員数の割合)

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用	その他
計	100	70.0	21.8	8.2
30 ％ 以 下	100	51.2	27.2	21.6
70 ％ 以 下	100	77.0	20.2	2.8
100 ％ 以 下	100	77.8	18.4	3.8

3. 更衣入の種類

更衣のためには更衣保管のための更衣箱の設備が必要である。更衣保管要具にはロッカー、更衣箱、更衣戸棚等があるが、本調査では、更衣施設をもつ308事業場の中、ロッカーを備えているところは174、更衣箱を備えているところは214、更衣戸棚を備えているところは140、棚を作つているところは51、その他が8となつて、更衣入に更衣戸棚を使用するところが一番多い。(1事業場において各種の保管要具を置く場合があるため、更衣の保管要具の計は施設をもつ事業場の計と一致しない。)

業種別による保管要具の種類分布は第76表の通りである。商業及び金融業においては、ロッカーが最も多く15のうち11を占める。製造工業、運輸通信業には更衣箱を使用するところが比較的多い。製造工業では141のうちで62、運輸通信業では163のうち57が更衣箱である。鉱業では更衣戸棚を多く使用している。27事業場のうち14が更衣戸棚である。更衣戸棚は一つの戸棚を数人が使用することが多い。(第72表参照)

第72表　更衣入の種類(業種別)

業種別	計	ロッカー	更衣戸棚	棚	更衣箱	その他
計	659	174	140	51	214	80
鉱業	27	4	14	6	0	3
製造工業 小計	454	117	96	39	157	45
製造工業 化学工業	141	45	17	9	62	8
製造工業 紡織工業	173	40	50	16	48	19
製造工業 食料品工業	63	19	8	6	21	9
製造工業 その他	77	13	21	8	26	9
商業及金融業	15	11	1	0	0	3
運輸通信業	163	42	29	6	57	29

4. 盗難予防の措置

更衣入には通勤のための定期入、サイフ、衣類等が保管してあるので盗難予防のための措置をこうする必要がある。然し、施設をもつ308事業場の中盗難予防のある事業場は162 (52.7％) だけである。商業及び金融業は施設をもつ10事業場の全部が鍵を保有している。その他の業種は何れも40％～60％が盗難予防の措置をこうじているのみである。鉱業では54.5％、化学工業では45.6％、紡織工業では46.0％、食料品工業では53.2％、その他の製造工業では33.3％、運輸通信業では61.5％が盗難予防の措置をこうじている。(第73表参照)

第73表　更衣入、更衣所の盗難予防の措置(業種別)

業種別	計	あり	なし
計	308	162 (52.7)	146
鉱業	11	6 (54.5)	5
製造工業 小計	196	90	106
製造工業 化学工業	46	21 (45.6)	25
製造工業 紡織工業	76	35 (46.0)	41
製造工業 食料品工業	47	25 (53.2)	22
製造工業 その他	27	9 (33.3)	18
商業及金融業	10	10	0
運輸通信業	91	56 (61.5)	35

〔註〕(　)の数字は百分率を示す。

5. 作業衣の有無

調査した435事業場の中、作業衣をもつ事業場は199（45.8%）である。作業衣をもつ事業場は商業及び金融業に最も多く、12事業場の中11（91.5%）を占める。次いで運輸通信業が69.0%、食料品工業が58.5%で、鉱業は39.0%の事業場しか作業衣をもたない。商業及び金融業は事務服を支給され、運輸通信業は制服を支給される場合が多いので作業衣のある場合の比率が大になつたのであろう。

その他の製造工業（金属、機械、印刷）の事業場では油などでよごれる作業が多いにかかわらず作業衣をもつ事業場の数は38のうち4事業場と云う少ない数である。（第74表、第75表参照）

第74表　作業衣の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	199	236
鉱業	18	7	11
製造工業 小計	274	84	190
化学工業	58	13	45
紡織工業	125	36	89
食料品工業	53	31	22
その他	38	4	34
商業及金融業	12	11	1
運輸通信業	131	97	34

第75表　作業衣の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	45.8	54.2
鉱業	100	39.0	61.0
製造工業 小計	100	30.6	69.4
化学工業	100	22.4	77.6
紡織工業	100	28.5	71.5
食料品工業	100	58.5	41.5
その他	100	10.5	89.5
商業及金融業	100	91.5	8.5
運輸通信業	100	69.0	31.0

第六節　便所施設

適当数の便所を男女別にもうけることが望ましい。運輸通信業のなかには3事業場だけ附近の公衆便所、民家の便所を使用しているところがあつたが、その他は各事業場に夫々便所を設けている。

1. 便所の建物の男女別

女子従業員が使用する便所建物の男女別についてみると次の様である。女子従業員が使用する便所の凡てを女子専用としている事業場は調査した事業場の中159（36.6%）であり、女子専用のものが皆無の事業場が164（37.7%）、女子専用の建物と男女同室の建物の両方がある事業場が112（25.7%）である。業種別には商業及び金融業に女子専用のものをひとつももたない事業場が1（8.3%）、鉱業に女子従業員が使用する便所が凡て女子専用となつている事業場4（22.2%）を除きどの業種も女子従業員が使用する便所の凡てを女子専用にしている事業場と全部を男女共用にしている事業場はほぼ同じ位の比率である。（第76、77表参照）

第76表　便所の建物の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女同室	その他
計	435	159	164	112
鉱業	18	4	6	8
製造工業 小計	274	97	96	81
化学工業	58	20	15	23
紡織工業	125	45	41	39
食料品工業	53	19	25	9
その他	38	13	15	10
商業及金融業	12	5	1	6
運輸通信業	131	53	61	17

〔註〕「その他」とは一事業場において女子従業員の使用する便所建物が女子専用の場合と男女共用の場合と両方をもつ場合

第77表便所の建物の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女同室	その他
計	100	36.6	37.7	25.7
鉱業	100	22.2	33.3	44.5
製造工業 小計	100	35.3	34.9	29.8
化学工業	100	34.5	25.9	30.6
紡織工業	100	36.0	32.8	30.2
食料品工業	100	36.2	46.3	17.5
その他	100	34.2	39.5	26.3
商業及金融業	100	41.6	8.3	50.0
運輸通信業	100	40.4	46.5	13.1

〔註〕「その他」とは76表の註に同じ

これを規模別にみると規模が大きい事業場ほど便所を女子専用にするところが多くなつている。従業員5～9人の事業場では女子従業員が使用する便所を凡て女子専用にしているところ15に対して凡てを男女共用にしているところが40である。これが従業員50～199人の規模の事業場になると女子従業員の使用する便所を凡て女子専用にしているところ43に対して凡てを男女共用としているところは65、更に従業員200人以上の規模の事業場では、女子従業員が使用する便所が凡て女子専用のところ101に対して凡てが男女共用のところ59と規模が大きくなるにつれて女子専用の便所を設ける事業場がふえてきている。（第78表参照）

第78表　便所の建物の男女別（規模別）

規模別	計	女子専用	男女共用	その他
計	435	159	164	112
5 ～ 49 人	61	15	40	6
50 ～ 199 人	139	43	65	31
200 人 以 上	235	101	59	75

〔註〕「その他」とは第76表註に同じ

次に女子従業員数別にみると女子従業員数が増えるに従つて女子専用の便所を設ける事業場が多くなつてきている。女子従業員数5～49人の事業場では便所を女子専用にしているところ48に対して男女共用にしているところ64女子従業員数50～199人の事業場では建物を女子専用にしているところ55に対して男女共用にしているところ56であるが、女子従業員数200人以上の事業場になると女子従業員が使用する便所建物を凡て女子専用にしているところは57、凡てを男女共用にしているところは14となつている。（第79表参照）

第79表　便所の建物の男女別（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用	その他
計	435	159	164	112
5 ～ 49 人	167	48	94	25
50 ～ 199 人	153	55	56	47
200 人 以 上	110	56	14	40

〔註〕「その他」とは76表註に同じ

2.　大便所の男女別

便所の建物が男女同室になつている場合、大便所を女子専用と男子専用に区別しているところは案外少ない。第83表によつてみると大便所を女子専用と男子専用とに区別しているのは鉱業で30.2%、化学工業で23.5%、紡織工業で40.5%、食料品工業で27.6%、その他の製造工業で35.2%、運輸通信業で17.0%、と鉱業、化学工業、食料品工業に大便所を共用している事業場が多い。商業及び金融業では室が同じでも大便所を男女共用にしているところは皆無である。（第80表、第81表参照）これも1事業場における女子従業員の占める割合が多い事業場ほど女子専用にしている率が高い。1事業場において女子従業員の占める割合が30%以下の事業場では大便所を男女区別しているところが27.0%という低さであるのに、31～70%の事業場では28.7%、71%以上の事業場に

第80表　大便所の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用
計	598	174	424
鉱業	43	13	30
製造工業 小計	380	134	246
製造工業 化学工業	85	20	65
製造工業 紡織工業	173	70	103
製造工業 食料品工業	58	16	42
製造工業 その他	64	28	36
商業及金融業	15	-	15
運輸通信業	160	27	133

第81表大便所の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用
計	100	29.0	71.0
鉱業	100	30.2	69.8
製造工業 小計	100	35.2	64.8
製造工業 化学工業	100	23.5	76.5
製造工業 紡織工業	100	40.5	59.5
製造工業 食料品工業	100	27.6	72.4
製造工業 その他	100	43.7	56.3
商業及金融業	100	-	100
運輸通信業	100	17.0	83.0

39.7%に上昇している。（第82表、第83表参照）

第82表　大便所の男女の区別（全従業員中に占める女子従業員数の割合別）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用
計	598	174	424
30 % 以 下	241	65	176
70 % 以 下	206	49	157
100 % 以 下	151	60	91

第83表　大便所の男女の区別百分率（全従業員中に占める女子従業員数の割合別）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	女子専用	男女共用
計	100	29.5	71.5
30 % 以 下	100	27.0	73.0
70 % 以 下	100	28.7	71.3
100 % 以 下	100	32.7	67.3

3.　便所の個数

大便所が男女同室の場合の男女の使用人数の記入の仕方に不明確な点が多くあつたので、ここでは特に大便所が女子専用の場合のみについて使用個数の状況をみることとした。

労働安全衛生規則第219条第2項によると便所の数は同時に就業する労働者が100人以下の場合には20人について1個、100人を超えた場合には30人について1個の割合とし男子用小便所は男子用便所数の3分1のとすることと規定されているが、第84表によると女子従業員100人以下の事業場において大便所1個に対して従業員21人以上が使用しているところ10事業場を数える。従業員100人以上の事業場においても大便所1個に対して31人以上が使用しているところが12もあることは注目すべきことである。（第84表参照）

第84表　便所一個当りの使用人数（大便所男女共用を除く）

便所一個当りの女子労働者数 ＼ 女子労働者数	計	100人以下	100人以上
計	194	95	99
10 人 以 下	71	52	19
20 人 〃	80	33	47
30 人 〃	29	8	21
40 人 〃	8	1	7
40 人 以 上	6	1	5

之を更に業種別にみると、女子従業員100人以下を使用する事業場で大便所1個について従業員21人以上がこれを使用している事業場は化学工業に2、紡織工業に2、食料品工業に2、運輸通信業に2となつている。（第85表参照）、女子従業員100人以上を使用する事業場については大便所1個に対して31人以上がこれを使用しているところは化学工業に2、紡織工業に4、食料品工業に1、商業及び金融業に1、運輸通信業に1である。（第86表参照）

第85表　便所一個当りの使用人数
（使用人数100人以下の事業場について）

業種別 ＼ 便所一個当りの女子労働者数	計	一〇人以下	二〇人〃	三〇人〃	四〇人〃	四〇人以上
計	95	52	33	8	1	1
鉱業	5	4	1	-	-	-
製造工業 小計	64	36	22	5	1	-
化学工業	14	8	4	2	-	-
紡織工業	23	10	11	1	1	-
食料品工業	14	7	5	2	-	-
その他	13	11	2	-	-	-
商業及金融業	-	-	-	-	-	-
運輸通信業	26	12	10	3	-	1

第86表　便所一個当りの使用人数
（使用人数100人以上の事業場について）

業種別 ＼ 便所一個当りの女子労働者数	計	一〇人以下	二〇人〃	三〇人〃	四〇人〃	四〇人以上
計	99	19	47	21	7	5
鉱業	3	1	2	-	-	-
製造工業 小計	64	15	32	10	6	1
化学工業	13	3	5	3	2	-
紡織工業	31	7	16	4	4	-
食料品工業	14	3	7	3	-	1
その他	6	2	4	-	-	-
商業及金融業	4	1	1	1	-	1
運輸通信業	28	2	12	10	1	3

4. 便所の掃除

大規模の事業場においては比較的便所の掃除は掃除夫をやとつて専門にこれに当らせているが、小規模の事業場や、女子が主に働く事業場においては専門の掃除夫をやとわず、夫々別の仕事をもつ従業員に交替に掃除をさせることがしばしばある。この場合従業員が女子に限られることが比較的多い。

第87表によると従業員が5～49人の小規模事業場61のうち、掃除夫を専門に使用しているのは8事業場で4.4％にすぎないが、従業員50～199人の規模の事業場になると掃除夫を使用している事業場は5で26.6％である。更に従業員200人以上の規模の事業場になると掃除夫を使用する事業場150で235事業場に対して64.0％という高率を示している。（第87表参照）

第87表　特別な掃除夫使用の有無（規模別）

規模別	計	あり	場所によつてあり	なし
計	435	208	32	195
5～49人	61	8 (14.4)	2	51
50～199人	139	50 (26.6)	10	79
200人以上	235	150 (64.0)	20	65

〔註〕1.「場所によつてあり」とは一事業場において掃除夫を使用するところと従業員に当らせているところと両方ある場合を云う。
2.（　）の数字は百分率を示す。

これを女子従業員数によつてみると、女子従業員数がふえるに従つて掃除夫を使用する事業場が多くなる。（第88表参照）

併し女子従業員数が増大しても、1事業場に占める女子従業員の割合が大になると便所の掃除人を専門に使用する事業場は逆に少くなる。

第88表　特別な掃除夫使用の有無
（女子従業員数別）

女子従業員数	計	あり	場所によつてあり	なし
計	435	208	32	195
5～49人	166	55	9	102
50～199人	158	73	14	71
200人以上	111	80	9	22

〔註〕「場所によつてあり」とは第91表〔註〕1と同じ。

第89表　特別な掃除夫使用の有無
（全従業員中に占める女子従業員数の占める割合別）

全従業員中に占める女子従業員数の割合	計	あり	場所によつてあり	なし
計	435	208	32	195
30％以下	126	70	17	39
70％以下	179	95	8	76
100％以下	130	43	7	80

〔註〕「場所によつてあり」とは第87表の「註」1と同じ。

（第89表参照）これは殆どが女子従業員で占められる事業場に於いては便所の掃除を専門に雇わずに従業員に交替にさせている所が多いことを示している。即ち第88表によると女子従業員5～49人の事業場では掃除人を使用する事業場55に対して使用しない事業場102であるが女子従業員50～199人の事業場では掃除人を使用する事業場73に対して使用しない事業場71、更に女子従業員200人以上の事業場になると掃除人を使用する事業場に80対し使用しない事業場22となつている。ところが女子従業員数の多少に拘らず1事業場で女子従業員の占める割合が71％以上の事業場は掃除人を使用するもの43に対し使用しないもの80となつている。（第89表参照）

更に業種別にこれをみると、鉱業、紡織工業に掃除夫を専門に使用しない事業場が多い。鉱業では掃除夫を使用する事業場2に対して、使用しない事業場7、紡織工業では掃除夫を使用する事業場40に対して使用しない事業場80である。これにひきかえ商業及金融業では全事業場が掃除夫を使用している。その他では化学工業、食料品工業に掃除夫を使用しない処が多く、化学工業では掃除夫を使用しているところが22で使用しないところが32、食料品工業では掃除夫を使用しているところが25で使用しないところが27となつている。その他の製造工業では掃除夫を使用している処が22、使用しないところが15、運輸通信業では掃除夫を使用しているところが85、使用しないところが35と使用しない事業場の数のほうが少ない。（第90表参照）

第90表　特別な掃除夫使用の有無（業種別）

業種別	計	あり	場所によつてあり	なし
計	435	208	32	195
鉱業	18	2	9	7
製造工業 金属工業	10	6	-	4
機械器具工業	22	13	-	9
化学工業	58	22	4	32
紡織工業	125	40	5	80
印刷工業	6	3	1	2
食料品工業	53	25	1	27
商業及金融業	12	12	-	-
運輸通信業	131	85	11	35

〔註〕「場所によつてあり」とは第87表の〔註〕1と同じ。

5. 掃除夫を使用しない場合誰が掃除するか

掃除夫を専門に雇わない事業場では誰が掃除をするか、第91表によつてみると「**女子工員がする**」と答えているものは130で圧倒的に多く、「**男女工員が交替でする**」というのは13で数えるほどしかない。「**交替制でする**」とのみ記入したものは案外多く83もあるがこのうち殆の事業場は女子工員が掃除に当つているものと思われる。そしてここで注目されることは掃除を作業時間内に当てている事業場が数少く（10）作業時間外に当てているものが非常に多い（77）ことである。作業時間外とは

作業開始前に少し早目にきて掃除をする場合、作業終了後にする場合、昼休み、休憩時間を利用してする場合とあるが、「昼休み、休憩時間」を利用して掃除をする場合が27もあるのは注目すべきことである。「男女工員が交替で掃除をする」のなかには「会社から月1000円を支給し青年グループ（100人位）が交替でする」「男子の衛生管理者が交替でする」というのが含まれている。（第91表参照）

第91表　便所の掃除は誰がするか

業種別	計	女子工員がする			交替制でする			男女工員が交替でする		
		作時間業内	作時間業外	不明	作時間業内	作時間業外	不明	作時間業内	作時間業外	不明
計	224	7	53	70	3	21	59	-	3	8
鉱業	16	-	-	4	-	1	10	-	-	-
製造工業 小計	165	5	47	55	2	12	34	-	3	7
化学工業	36	1	11	10	-	-	12	-	-	2
紡織工業	85	-	23	29	2	10	17	-	2	2
食料品工業	28	3	9	9	-	1	3	-	-	3
その他	16	1	4	7	-	1	2	-	1	-
商業及金融業	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
運輸通信業	46	2	6	11	1	8	15	-	-	1

第七節　手洗施設

食事をする前には必ず手を洗わなければならない。又作業の終了した後は作業の終了した後は作業で汚れた手を洗い、夏の暑いさかりには仕事の合間には身体の汗をぬぐうことの出来る洗面所を、利用しやすいように作業場の附近にしかも男女別に設置することが望ましい。特に身体又は被服を汚染する恐れのある作業場については労働安全衛生規則第216条に「適当な洗面所を設けなければならない」と規定をしている。

1.　手洗所の有無

手洗いを設けていない事業場は極く少数で8.0％を占めるのみである。紡織工業と食料品工業は12.7％、17％と比較的設置してない事業場が多いが、運輸通信業は1.5％、商業及び金融業は皆無という設置率は比較的良好である。（第92表、第93表参照）

第92表　手洗所の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	401	34
鉱業	18	18	-
製造工業 小計	274	242	32
化学工業	58	54	4
紡織工業	125	109	16
食料品工業	53	44	9
その他	38	35	3
商業及金融業	12	12	-
運輸通信業	131	129	2

第93表　手洗所の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	92.0	8.0
鉱業	100	100	-
製造工業 小計	100	88.0	12.0
化学工業	100	93.0	7.0
紡織工業	100	87.0	13.0
食料品工業	100	83.0	17.0
その他	100	91.0	9.0
商業及金融業	100	100	-
運輸通信業	100	98.0	2.0

これを規模別にみると規模が大きくなるほど手洗いを設けている事業場の数がふえている。従業員5～49人の規模の事業場で手洗があるのは83.5％であるのに、従業員50～199人の規模の事業場になると90.0％、更に従業員200人以上の規模になると95.6％を占める。（第94表第95表参照）

第94表　手洗所の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	401	34
5～49人	61	51	10
50～199人	139	125	14
200人以上	235	225	10

第95表　手洗所の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	92.0	8.0
5～49人	100	83.5	16.5
50～199人	100	90.0	10.0
200人以上	100	95.6	4.4

2.　手洗所の男女別

前述にみられるごとく調査事業場の殆ど全部が手洗所を設けている。しかし夏の暑いさかりに汗を

ぬぐつたりするためにはどうしても男女区別した手洗所がほしいが女子専用に作つてある手洗の数は非常に少ない。手洗所だけに使用している事業場の手洗所においてこれを女子専用にしているかをみると、女子専用の手洗所は28.9％を占めるのみである。中でも食料品工業がもつとも悪く女子専用にしているところは3.6％にすぎない。商業及び金融業は男女区別している場合が比較的多く、11事業場のうち8事業場（72.6％）が女子専用となつている。（第96表、第97表参照）

第96表　手洗所の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用
計	194	56	138
鉱業	2	1	1
製造工業 小計	126	29	97
化学工業	35	7	28
紡織工業	45	14	31
食料品工業	18	7	11
その他	28	1	27
商業及金融業	11	8	3
運輸通信業	55	18	37

第97表　手洗所の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女共用
計	100	28.9	71.1
鉱業	100	50.0	50.0
製造工業 小計	100	22.9	77.1
化学工業	100	20.0	80.0
紡織工業	110	31.1	68.9
食料品工業	100	39.0	61.0
その他	100	3.6	64.0
商業及金融業	100	72.6	27.4
運輸通信業	100	32.7	67.3

次に女子従業員数による差異をみるに女子従業員の数が多いところが比較的女子専用の手洗所をもうけている場合が多い。女子従業員数5～49人の事業場においては女子専用の手洗所をもつもの6.5％を占めるのみであるのに、女子従業員数50～199人の事業場になると23.2％女子従業員数200人以上の事業場になると42.0％上昇している。（第98表、第99表参照）

第98表　手洗所の男女別
（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用
計	194	56	138
5～49人	46	3	43
50～199人	69	16	53
200人以上	79	37	42

第99表　手洗所の男女別百分率
（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女共用
計	100	28.9	71.1
5～49人	100	6.5	83.5
50～199人	100	23.2	76.8
200人以上	100	42.0	58.0

3.　手洗洗面の種類

手洗洗面のために手洗所においてどんな施設をしているかみるに、大部分のものが洗盤式ではなくて普通の流しに蛇口が数個ついた簡単なものを用いている。洗盤式のものは手洗所ある401事業場の中84事業場（21.0％）があるのみである。中でも鉱業は非常に悪く洗盤式の手洗などそなえいてる事業場は皆無である。商業及び金融業はこれに反して11事業場の中9事業場（81.7％）が洗盤式の手

洗をそなえている。（第100表、第101表参照）

第100表　手洗洗面の種類（業種別）

業種別	計	洗盤式	普通の流し
計	401	84	317
鉱業	18	-	18
製造工業 小計	243	37	206
化学工業	54	6	48
紡織工業	109	11	98
食料品工業	45	10	35
その他	35	10	25
商業及金融業	11	9	2
運輸通信業	129	38	91

第101表　手洗洗面の種類百分率（業種別）

業種別	計	洗盤式	普通の流し
計	100	21.0	79.0
鉱業	100	-	100
製造工業 小計	100	15.2	84.8
化学工業	100	18.6	81.4
紡織工業	100	1.1	98.9
食料品工業	100	22.3	77.7
その他	100	28.6	71.4
商業及金融業	100	81.7	18.3
運輸通信業	100	29.5	70.5

4.　手洗所の蛇口1個に対する使用人数

蛇口1個に対する使用人数は1個を10人以下で使用する事業場24.2％、1個を11～30人で使用する事業場35.6％、1個を31～50人で使用する事業場15.5％、1個を51～100人で使用する事業場11.0％、1個を101人以上で使用する事業場4.5％となつており、1個を11～30人で使用する事業場が一番多い。鉱業は1個を10人以下で使用する事業場が比較的多くて、61.0％を占める。食料品工業も1個を10人以下で使用する事業場が44.2％もあり、1個を11～30人で使用する事業場が36.4％であるのと比較して僅かではあるが1個を10人以下で使用する事業場の数が多くなつている。その他の業種は何れも1個を11～30人で使用する事業場が一番多い。その他蛇口1個を101人以上で使用する事業場が商業及び金融業に4.5％運輸通信業に8.5もあるのは注目に価する。（第102表、第103表参照）

第102表　手洗いの蛇口一個に対する使用人数（業種別）

業種別	計	1—10人	11—30人	31—50人	51—100人	101人以上	不明
計	401	97	142	62	44	18	38
鉱業	18	11	5	1	-	-	1
製造工業 小計	243	64	84	42	24	7	22
化学工業	54	11	25	13	2	2	1
紡織工業	109	26	33	18	17	3	12
食料品工業	45	19	16	3	2	1	4
その他	35	8	10	8	3	1	5
商業及金融業	11	1	6	4	-	-	-
運輸通信業	129	21	47	15	20	11	15

第103表　手洗いの蛇口一個に対する使用人数百分率（業種別）

業種別	計	1—10人	11—30人	31—50人	51—100人	101人以上	不明
計	100	24.2	35.4	15.4	11.0	4.5	9.5
鉱業	101	61.0	27.8	5.6	-	-	5.6
製造工業 小計	100	26.3	34.5	17.3	9.9	2.9	9.1
化学工業	100	20.3	46.3	24.1	3.7	3.7	1.9
紡織工業	100	24.8	30.3	16.5	15.6	2.7	10.1
食料品工業	100	42.2	35.6	6.7	4.4	2.2	8.9
その他	100	22.9	28.6	22.9	8.6	2.8	14.3
商業及金融業	100	8.3	58.3	33.3	-	-	-
運輸通信業	100	16.3	36.4	11.6	15.5	8.5	11.6

更に規模別による差異をみると、1個を10人以下で使用する事業場が、規模の大きくなるにつれてふえている。従業員5～49人の規模の事業場では蛇口1個を10人以下で使用するものは19.6％にすぎないが、従業員50～199人の規模の事業場になると18.4％、従業員200人以上の規模の事業場になると28.4％とふえている。（第104表、第105表参照）

第104表　手洗いの蛇口一個に対する使用人数（規模別）

規模別	計	一—一〇人	一一—二五人	二六—五〇人	五一—一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	401	97	143	62	44	18	37
5 ～ 49 人	51	10	20	9	-	-	12
50 ～ 199 人	125	23	49	20	14	6	13
200 人 以 上	225	64	73	33	31	12	12

第105表　手洗いの蛇口一個に対する使用人数百分率（規模別）

規模別	計	一—一〇人	一一—二五人	二六—五〇人	五一—一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	100	24.2	35.4	15.4	11.0	4.5	9.5
5 ～ 49 人	100	19.6	39.2	17.7	-	-	23.5
50 ～ 199 人	100	18.4	39.2	16.0	11.2	4.8	10.4
200 人 以 上	100	28.4	32.4	14.7	13.8	5.3	5.3

第八節　入浴施設

機械工業、鑄物工業、化学工業等において身体が汚染する作業では、作業終了後帰宅前或いは帰舎する前に身体を清潔にすることが必要である。作業自身はきれいでも夏季高温環境で作業する場合には矢張り浴場設備がほしいものである。現在寄宿舎には勿論浴室が附属していがる通勤工に対してはこのような施設がかけている所が少くない。亦浴場が作られていても脱衣設備や外部の遮へいがなくて実際には使用不可能なものも少くない。

1.　入浴施設の有無

通勤工が使用出来ない寄宿舎附属の浴場を除いた入浴施設についてみるに435事業場の中282事業場（65.0％）が浴場を設けている。入浴施設をもつ事業場は化学工業にもつとも多く86.2％が浴場をもつ、これについで鉱業の83.5％、紡織工業の72.0％、食料品工業の64.2％、運輸通信業の50.5％、その他製造工業の44.7％、商業及金融業の16.7％となつて、事務関係の商業及び金融業には入浴施設が少く、鉱業、化学工業等よどれる作業には比較的入浴施設が多い。（第106表、第107表参照）

第106表　入浴施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	282	153
鉱業	18	15	3
製造工業 小計	274	191	83
製造工業 化学工業	58	50	8
製造工業 紡織工業	125	90	35
製造工業 食料品工業	53	34	19
製造工業 その他	38	17	21
商業及金融業	12	2	10
運輸通信業	131	74	57

第107表　入浴施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	65.0	35.0
鉱業	100	83.5	16.5
製造工業 小計	100	69.8	30.2
製造工業 化学工業	100	86.2	13.8
製造工業 紡織工業	100	72.0	28.0
製造工業 食料品工業	100	64.2	35.8
製造工業 その他	100	44.7	55.3
商業及金融業	100	16.7	83.3
運輸通信業	100	56.5	43.5

規模別には他の施設と同様、小規模のものほど施設をもつ事業場の数は少ない。従業員5～49人の規模の事業場においては34.4％が入浴施設をもつているにすぎないが、従業員数50～199人の規模の事業場になると56.5％、従業員数200人以上の規模の事業場は78.2％と規模の大きくなるに従つて入浴施設をもつ事業場の数がましている。（第108表、第109表参照）

第108表　入浴施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	282	153
5 ～ 49 人	64	22	42
50 ～ 199 人	138	78	60
200 人 以 上	233	182	51

第109表　入浴施設の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	65.0	35.0
5 ～ 49 人	100	34.4	65.6
50 ～ 199 人	100	65.5	43.5
200 人 以 上	100	78.2	21.8

2. 浴場の男女別

浴場は男女夫々専用に作つているものが最も多く、201 事業場（71,3%）を占め、同じ浴場を男女が時間交替で使用している事業場が 53（18.8%）男女が同じ浴場を日交替で使用している事業場が1と(6.4%）その他が10（3.5%）である。鉱業には男女夫々専用に作られているところが多く、15事業場の中 13（86.6%）が女子専用である。運輸通信等は女子専用のものが少くて 74 事業場の中 43 事業場（58.0%）が女子専用にしているにすぎず、男女時間交替にしているところが 20（27.0%）、男女日交換にしているところ 7（9.5%）その他となつている。その他の業種は比較的女子専用の浴場を使用しているものが多い。（第 110 表、第 111 表参照）

第 110 表　浴場の男女別（業種別）

業種別	計	女子専用	男女時間交替	男女日交替	その他
計	282	201	53	18	10
鉱業	15	13	2	-	-
製造工業 小計	191	145	31	10	5
化学工業	50	42	3	5	-
紡織工業	90	71	15	2	2
食料品工業	34	23	9	-	2
その他	17	9	4	3	1
商業及金融業	2	-	-	1	1
運輸通信業	74	43	20	7	4

第 111 表　浴場の男女別百分率（業種別）

業種別	計	女子専用	男女時間交替	男女日交替	その他
計	100	71.3	18.8	6.4	3.5
鉱業	100	86.6	13.4	-	-
製造工業 小計	100	76.0	16.2	5.2	2.6
化学工業	100	84.0	6.0	10.0	-
紡織工業	100	79.0	16.7	2.2	2.2
食料品工業	100	67.5	26.5	-	5.9
その他	100	52.9	23.5	17.6	5.9
商業及金融業	100	-	-	50.0	50.0
運輸通信業	100	58.0	27.0	9.5	5.4

これを女子従業員数別にみると女子従業員が多い事業場ほど女子専用にしているところが多い。女子従業員数 5～49 人の事業場では 49.4 %が女子専用の浴場をもつているにすぎないが、女子従業員数 50～199 人の事業場になると 74.8 %、女子従業員数 200 人以上の事業場になると 84.0 %と女子専用の浴場をもつている事業場の数がふえている。（第 112 表、第 113 表参照）

第 112 表　浴場の男女別（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女時間交替	男女日交替	その他
計	282	201	53	18	10
5～ 49人	75	37	31	3	4
50～ 199人	107	80	17	9	1
200 人以上	100	84	5	6	5

第 113 表　浴場の男女別百分率（女子従業員数別）

女子従業員数別	計	女子専用	男女時間交替	男女日交替	その他
計	100	71.3	18.8	6.4	3.5
5～ 49人	100	49.4	41.3	4.0	5.3
50～ 199人	100	74.8	15.9	8.4	0.9
200 人以上	100	84.0	5.0	6.0	5.0

3. あがり場について

共同の浴場においては衛生上あがり湯を設けることが必要である。入浴施設のある 282 事業場の中

あがり湯の設備があるのは 136 事業場（48.3%）にすぎない。何れの業種も同様な傾向を示している。（第 114 表参照）

第 114 表　浴場のあがり湯の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし	不明
計	282	137 (48.6)	134	11
鉱業	15	8 (53.0)	7	-
製造工業 小計	191	93	94	4
化学工業	50	22 (44.0)	27	1
紡織工業	90	48 (53.3)	41	1
食料品工業	34	14 (38.2)	19	1
その他	17	9 (53.0)	7	1
商業及金融業	2	1 (50.0)	-	1
運輸通信業	74	35 (47.3)	33	6

〔註〕（　）内の数は百分率をあらわす。

第九節　授乳施設

乳児をもつ女子従業員を雇用する事業場においては与えられた授乳時間中に授乳するための授乳所の設置が望ましい。授乳所はともすると薄暗い面会所の一隅や休憩室の片隅がこれにあてられていることがあるが、授乳所は独立した明るい清潔な場所に設けたいものである。

1.　結婚して働いている女子従業員数（未亡人を除く）

授乳の施設を云々するまえに、結婚して働いている女子従業員の数をみると次の通りである。（第115表参照）調査せる435事業場のうちで1事業場に結婚せる女子従業員100人以上を有する事業場が14もある。その内訳は鉱業18事業場のうち3、化学工業58事業場のうち5、紡織工業125事業場のうち2、食料品工業53事業場の中2、その他の製造工業38事業場の中2で、鉱業における比率が比較的高い。このほか特徴的なことは結婚して働いている女子従業員数が30人にみたない事業場の比較的多いことである。435事業場の中結婚して働いている女子従業員が1～30人までいる事業場の数は253事業場である。（第115表参照）

第115表　結婚して働いている女子従業員数（業種別）

業種別 ＼ 一事業場において結婚し働いている女子従業員数	計	なし	一—五人	六—一〇人	一一—三〇人	三一—五〇人	五一—一〇〇人	一〇一人以上
計	435	132	128	55	70	17	19	14
鉱業	18	1	4	2	5	1	2	3
製造工業　小計	275	78	81	34	43	13	15	11
製造工業　化学工業	58	10	17	8	10	2	6	5
製造工業　紡織工業	125	43	34	15	21	7	3	2
製造工業　食料品工業	54	17	16	5	6	3	5	2
製造工業　その他	38	8	14	6	6	1	1	2
商業及金融業	11	2	2	3	2	1	1	0
運輸通信業	131	51	41	16	20	2	1	0

2.　乳児をもつて働いている女子従業員数

乳児をもつ女子従業員はどの位の数を占めているのであろうか。第116表に示されるように435事業場の中131事業場が乳児をもつ女子従業員を使用している。鉱業では18事業場の中8、化学工業では58事業場のうち22、紡織工業は125事業場の中36、食料品工業は53事業場の中7、その他の製造工業は38事業場のうち10、商業及金融業は12事業場のうち10、運輸通信業は131事業場のうち36の事業場が乳児をもつ女子従業員を使用している。すなわち鉱業、化学工業に乳児をもつ女子従業員が比較的多く、運輸通信業に少ないことを示している。（第116表参照）

第116表　乳児をもち働く女子従業員数（業種別）

業種別 ＼ 一事業場において乳児をもち働く女子従業員数	計	なし	一—五人	六—一〇人	一一—三〇人	三一—五〇人	五一人以上
計	435	304	94	14	10	8	5
鉱業	18	10	5	1	1	0	1
製造工業　小計	274	189	56	11	9	5	4
製造工業　化学工業	58	36	15	3	2	2	0
製造工業　紡織工業	125	89	27	4	3	1	1
製造工業　食料品工業	53	36	6	3	4	2	2
製造工業　その他	38	28	8	1	0	0	1
商業及金融業	12	10	2	0	0	0	0
運輸通信業	131	95	31	2	0	3	0

3.　結婚せる女子従業員を30人以上雇用する事業場における乳児をもつ女子従業員数及び授乳施設

1事業場において結婚せる女子従業員が30人以上いる事業場のみについて、乳児をもつ女子従業員及び授乳施設の状況をみると第117表に示された通りである。これによると結婚した女子従業員が多数いる事業場でも乳児をもつ女子従業員がいない事業場や少数しかいない事業場では授乳施設の設備がほどこされていない場合が多い。

第117表　結婚せる女子従業員30人以上を雇用する事業場における乳児をもつ女子従業員数及授乳施設について

業種別	事業場符号	女子総従業員数	乳児をもつ女子従業員数	結婚せる女子従業員数	授乳施設の有無	授乳施設ない場合の授乳場所
鉱業	い	72	6	34	なし	休憩室
	ろ	1,296	0	30	なし	
	は	203	3	140	なし	なし
	に	596	19	110	あり	
	ほ	3,228	200	880	あり	
	へ	200	2	59	あり	
	と	200	0	60	なし	
化学工業	ち	163	8	31	あり	
	り	94	2	40	あり	
	ぬ	169	0	93	なし	
	る	176	11	59	あり	
	を	182	8	59	あり	
	わ	131	2	58	あり	

製造工業	工業	か	681	2	33	なし	面会室
		よ	2,643	10	175	あり	
		た	1,197	36	192	あり	
		れ	3,606	3	199	なし	面会室(たたみ)
		そ	3,311	40	125	あり	
		つ	1,597	0	68	なし	
		ね	846	20	100	なし	食堂
	紡織工業	な	134	3	32	なし	休憩室
		ら	91	1	34	なし	更衣室・社宅
		む	71	4	47	なし	作業場
		う	1,070	4	40	あり	
		ゐ	681	18	86	あり	
		の	600	0	34	あり	
		お	1,297	6	35	あり	
		く	371	28	56	あり	
		や	1,278	13	30	あり	
		ま	2,484	100	175	あり	
		け	1,184	24	不明	あり	
		ふ	309	0	30	なし	
		こ	1,999	35	247	あり	
		え	1,308	0	30	なし	
		て	481	3	30	あり	
		あ	359	4	33	あり	
		さ	426	1	94	なし	作業場内
	食料品工業	き	186	2	36	なし	休憩室
		ゆ	182	0	32	なし	
		め	189	11	48	なし	帰宅する
		み	86	2	34	なし	休憩室
		し	264	5	56	なし	帰宅する
		ゑ	401	15	57	あり	
		ひ	403	36	不明	あり	
		も	405	55	126	あり	
		せ	301	55	90	あり	
		す	470	0	41	あり	
		ん	308	33	100	あり	
		い′	383	23	不明	あり	
		ろ′	746	0	41	なし	
		は′	777	2	50	なし	休憩室
	金属工業	に′	336	50	111	あり	
		ほ′	847	4	250	なし	看護婦宿直室
	機械工業	へ′	132	0	41	なし	
	印刷工業	と′	350	0	98	なし	
運輸通信業		ち′	95	1	31	なし	帰宅する
		り′	133	25	63	なし	野外休憩室
		ぬ′	228	5	30	なし	なし
		る′	597	7	37	なし	仮眠所

5. 授乳施設の有無

第118表　授乳施設の有無

業種別	計	あり	なし
計	435	43 (10.0)	392
鉱業	18	3 (17.0)	15
製造工業 小計	274	38 (14.0)	236
化学工業	58	8 (14.0)	50
紡織工業	125	19	106
食料品工業	53	10 (19.0)	43
その他	38	3 (8.0)	35
商業及金融業	12	-	12
運輸通信業	131	-	131

〔註〕（　）内の数字は百分率を示す

業種による授乳施設の有無は概説において、他の施設との比較で述べておいたが設置数はどの業種も非常に悪い。食料品工業が比較的善くて19.0％、商業及び金融業、運輸通信業にはひとつもない状態である。（第118表参照）

5. 乳児のある女子従業員を雇用する事業場の授乳施設数と設置率

次に乳児のある女子従業員を雇用する事業場の授乳施設設置状況をみるに、乳児をもつ女子従業員が10人にみたない事業場108のうち授乳施設をもつ事業場は26で、乳児をもつ従業員を雇用する事業場1に対する授乳施設設置率は0.24である。ところが、乳児をもつ従業員が11人以上いる事業場23のうち授乳施設を備えている事業場は17もあり、授乳施設設置率は74である。これによつて示されるように乳児をもつ従業員を多数雇用している事業場のほうが授乳施設をつくつている場合が多い。（第119表参照）

第119表　乳児をもつ女子従業員を雇用する事業場の授乳施設状況（業種別）

業種別	計			乳児をもつ女子従業員10人以下を雇用する事業場			乳児をもつ女子従業員11人以上を雇用する事業場		
	乳児をもつ女子従業員を雇用する事業場数（A）	Aのうち授乳施設を有する事業場数（B）	B/A	事業場数（A）	(A)のうち授乳施設を有する事業場数（B）	B/A	事業場数（A）	(A)のうち授乳施設を有する事業場数（B）	B/A
計	131	43	0.33	108	26	0.24	23	17	0.74
鉱業	8	3	0.37	6	1	0.16	2	2	1.0
製造工業 化学工業	22	8	0.36	18	6	0.33	4	2	0.5
紡織工業	36	19	0.53	31	14	0.45	5	5	1.0
食料品工業	17	10	0.58	9	3	0.33	8	7	0.87
その他	9	3	0.33	8	2	0.25	1	1	1.0
商業及金融業	2	-	-	2	-	-	-	-	-
運輸通信業	36	-	-	33	-	-	3	-	-

6. 結婚せる女子従業員を雇用する事業場の授乳施設数及び設置率

更に結婚せる女子従業員を雇用する事業場の授乳施設設置状況をみるに次の如くである。結婚せる

女子従業員が29人以下の事業場247のうち授乳施設のあるものは17で、授乳施設設置率は結婚せる従業員を雇用する事業場1に対して0.06である。そして結婚せる女子従業員30人以上を雇用する事業場58のうち授乳施設をもつ事業場は28で、授乳施設設置率は0.48である。ここでも前項と同じく結婚せる女子従業員が多数占めるところが授乳施設をつくつている場合が多い。(第120表参照)

第120表　結婚せる女子従業員を雇用する事業場の授乳施設設置状況(業種別)

業種別	計			結婚した女子従業員29人以下を雇用する事業場			結婚した女子従業員30人以上を雇用する事業場		
	結婚せる女子従業員を雇用する事業場数(A)	(A)のうち授乳施設をもつ事業場数(B)	B/A	事業場数(A)	(A)のうち授乳施設をもつ事業場数(B)	B/A	事業場数(A)	(A)のうち授乳施設をもつ事業場数(B)	B/A
計	305	45	0.14	247	17	0.06	58	28	0.48
鉱業	17	5	0.29	10	2	0.2	7	3	0.43
製造工業 化学工業	48	8	0.16	35	-	-	13	8	0.61
製造工業 紡織工業	83	19	0.24	66	8	0.13	17	11	0.64
製造工業 食料品工業	38	10	0.26	27	5	0.18	11	5	0.45
製造工業 その他	30	3	0.1	26	2	0.07	4	1	0.25
商業及金融業	9	-	-	7	-	-	2	-	-
運輸通信業	80	-	-	76	-	-	4	-	-

7. 授乳施設の設備

イ、ベット

授乳所に幼児のためのベットを備えている事業場は授乳所のある事業場43のうち14事業場だけで

第121表　授乳所のベットの有無

業種別	授乳を施設する事業場数	ベットあり	ベットなし
計	43	14	29
鉱業	3	1	2
製造工業 小計	38	13	25
製造工業 化学工業	7	-	7
製造工業 紡織工業	18	4	14
製造工業 食料品工業	10	7	3
製造工業 その他	3	2	1
商業及金融業	-	-	-
運輸通信業	-	-	-

第122表　授乳所のベット一個当りの使用乳児数

業種別	計	一人一個	一人—五人一個	五人以上一個
計	14	8	3	3
鉱業	1	-	-	1
製造工業 小計	13	8	3	2
製造工業 化学工業	-	-	-	-
製造工業 紡織工業	4	2	1	1
製造工業 食料品工業	7	5	2	-
製造工業 その他	2	1	-	1
商業及金融業	-	-	-	-
運輸通信業	-	-	-	-

ある。化学工業は授乳所のある8事業場の中ベットを設けている事業場はひとつもなく、紡織工業でも19事業場の中4事業場にすぎない。次にベットのある事業場について、ベット1台に対して乳児何人が使用するかみるに、ベットある14事業場の中1台を乳児1人で使用する事業場は8、1台で1～5人が使用する事業場は3、1台で5人以上が使用する事業場は3となつて、1人で1台を使用するところが多い。(第121表、第122表参照)

ロ、敷　布　団

授乳施設ある43事業場の中乳児のために敷布団の備付けのある事業場は9事業場にすぎない。ベット類をもつ事業場14に比してはるかに少ない。鉱業は3事業場が授乳の施設をもつているに拘らず布団の施設は皆無である。化学工業8事業場の中1事業場のみが布団の施設をもち、紡織工業では19事業場の中3、食料品工業では10事業場の中3その他の製造工業では3事業場の中2が布団の施設をもつ。

布団を使用する乳児の人数を見るに1人1枚、1人1枚～2枚を使用する場合が9事業場の中6を占める。(第123表、第124表参照)

第123表　授乳所の敷布団の有無(業種別)

業種別	授乳を施設する事業場数	敷布団あり	敷布団なし
計	43	9	34
鉱業	3	-	3
製造工業 小計	40	9	31
製造工業 化学工業	8	1	7
製造工業 紡織工業	19	3	16
製造工業 食料品工業	10	3	7
製造工業 その他	3	2	1
商業及金融業	-	-	-
運輸通信業	-	-	-

第124表　授乳所の敷布団の使用乳児数(業種別)

業種別	計	一人一枚以上	一人一枚	一人—二人一枚	二人以上一枚
計	9	3	3	2	1
鉱業	-	-	-	-	-
製造工業 小計	9	3	3	2	1
製造工業 化学工業	1	1	-	-	-
製造工業 紡織工業	3	1	-	2	-
製造工業 食料品工業	3	-	2	-	1
製造工業 その他	2	1	1	-	-
商業及金融業	-	-	-	-	-
運輸通信業	-	-	-	-	-

ハ、掛　布　団

授乳施設ある事業場の中掛布団を設けている事業場は、43事業場の中8を数えるのみである。化学工業では授乳施設をもつ事業場の中掛布団をもつものは1、紡織工業では19事業場のうち2、食料品工業では10事業場の中2、その他の製造工業では3事業場の中2が掛布団を備えているにすぎない。

掛布団1枚の使用乳児数を見るに1人で1枚～2枚を使用する事業場が殆どで、その他は5人以上で1枚を使用する事業場が1あるのみである。(第125表、第126表参照)

第125表　授乳所の掛布団の有無(業種別)

業種別	授乳施設をもつ事業場数	掛布団あり	掛布団なし
計	43	8	35
鉱業	3	-	3
製造工業 小計	40	8	32
化学工業	8	1	7
紡織工業	19	2	17
食料品工業	10	3	7
その他	3	2	1
商業及金融業	-	-	-
運輸通信業	-	-	-

第126表　授乳所の掛布団の使用乳児数(業種別)

業種別	計	一人一枚以上	一人一枚	二―五人一枚	五人以上一枚
計	8	4	3	-	1
鉱業	-	-	-	-	-
製造工業 小計	8	4	3	-	-
化学工業	1	1	-	-	-
紡織工業	2	2	-	-	-
食料品工業	3	-	2	-	1
その他	2	1	1	-	-
商業及金融業	-	-	-	-	-
運輸通信業	-	-	-	-	-

二、暖房の有無

授乳所は乳児に授乳をしたり、時には横臥させる場合等があるので冬期には寒さを防ぐための暖房の設備が必要となる。

第127表　授乳所の暖房の有無(業種別)

業種別	計	あり	なし
計	43	35	8
鉱業	3	3	-
製造工業 小計	40	32	8
化学工業	8	5	3
紡織工業	19	15	4
食料品工業	10	10	-
その他	3	2	1
商業及金融業	-	-	-
運輸通信業	-	-	-

授乳施設をもつ43事業場の中暖房の設備をもつところは35事業場ある。鉱業では施設ある3事業場に全部暖房の設備あり、化学工業では8事業場の中5、紡織工業では19事業場の中15、食料品工業では10事業場の中10、その他の製造工業3事業場の中2が暖房の施設をもつ。(第127表参照)

8.　授乳施設ないときは何処で授乳するか

乳児をもつ女子従業員を雇用する事業場で授乳施設のない場合、労働者は何処で授乳を行つているか、第128表に記入してあるように最も多いのは休憩室で32、これに次いでは作業場内というのが多くて11、このほかには宿直室、面会室、休養室、仮眠所、監視員の詰所、小使室、庭、食堂、更衣所等凡ゆるところを授乳の場所に使用している。事業場の1部を使用しないで帰宅するもの、会社の近くの家を借りて授乳する者、日中だけは人工栄養にしているもの等々が小数ではあるが含まれているのは注目に価する。(第128表参照)

第128表　授乳施設のない場合何処でするか

総計	120
1. 休憩室	32
2. 帰宅する	27
3. 作業場内	11
4. 宿直室	7
5. 面会室	6
6. 休養室	5
7. 会社の近くの家で授乳する	3
8. 仮眠所	3
9. 寮	3
10. 監視員詰所	2
11. 小使室	2
12. 庭	2
13. 食堂	2
14. 更衣所	1
15. 人工栄養	5
16. 日中は飲まない	1
17. 不定	8

第十節　仮眠施設

労働基準法62条により女子年少者の深夜業は禁止されているが看護婦、電話交換手は除外され、交替制勤務が行われている。また運輸業に勤務する女子で夜遅く或いは早朝勤務につくものは看護婦電話交換手と共に仮眠所を必要とする。

1.　仮眠を要する勤務をもつ事業場

調査した435事業場の中仮眠を必要とする勤務は53で12.0%を占めるのみである。業種別には化学工業に3(5.0%)紡織工業に3(2.4%)食料品工業に1(2.0%)その他の製造工業に4(10.5%)運輸通信業に42(32.0%)となつて運輸通信業にもつとも多い。商業及び金融業は皆無である。

仮眠所を使用する作業では電話交換が最も多く33、次で運輸業の乗務員及び出札係10、看護婦3、炊事1、不明5、となつている。炊事婦に仮眠所が必要とされるのは朝食のための仕度に早朝起きなければならず通勤不可能となるためであろう。(第129表、第130表参照)

第129表　仮眠を要する勤務の有無(業種別)

業種別	計	あり	なし
計	435	53	382
鉱業	18	-	18
製造工業 小計	274	11	263
化学工業	53	3	55
紡織工業	125	3	122
食料品工業	53	1	52
その他	38	4	34
商業及金融業	12	-	12
運輸通信業	131	42	89

第130表　仮眠を要する勤務の有無百分率(業種別)

業種別	計	あり	なし
計	100	12.0	88.0
鉱業	100	-	100
製造工業 小計	100	4.0	96.0
化学工業	100	5.0	95.0
紡織工業	100	2.4	97.6
食料品工業	100	2.0	98.0
その他	100	10.5	89.5
商業及金融業	100	-	100
運輸通信業	100	32.0	68.0

第131表　仮眠所の男女別

作業別	計	女子専用	男女共用	不明
計	53	44	6	3
電話交換	33	31	-	2
交通 乗務員 出札	10	8	2	-
看護婦	3	2	1	-
炊事	1	1	-	-
雑役	-	-	-	-
不明	5	2	3	-

2.　仮眠所の男女別

仮眠所は男女区別して作らなければならない筈であるが、男女共用に使用しているところが僅かながら見うけられる。運輸業(乗務員、出札係)に2、看護婦に1、業業務不明に3が男女共同に仮眠所を使用している。(第131表参照)

3.　仮眠所の在る場所

仮眠所は作業の合間に睡眠をとる場所なので作業場から離れた静かな場所に作られることがのぞましい。仮眠所53のうち別室に作られているのがもつとも多く42事業場を数える。電話交換が30、運輸業が7、看護婦が3、

作業不明の中に1である。この外作業場内に作られているものが若干みうけられる。電話交換 1、運輸業 2、作業不明のもの1である。その他には寄宿舎にあるものが電話交換で 1、運輸業で1ある。（第132表参照）

第132表 仮 眠 所 の 場 所

作業別	計	作業場内	別室	独立	寄宿舎内	その他
計	53	4	42	-	2	5
電話交換	33	1	30	-	1	1
交通 乗務員	11	2	7	-	1	1
交通 出札						
看護婦	3	-	3	-	-	-
炊事	1	-	-	-	-	1
雑役	1	-	-	-		1
不明	4	1	2	-	-	1

第十一節 飲 料 水 施 設

仕事の合間に飲むことの出来るよう作業場の近くに飲料水施設を設けておくことが望ましい。

1. 飲料水施設の有無

飲料水施設は調査事業場の 92.0%が設けている。商業及び金融業が 12 事業場の中 2 事業場が設けていないのを除き殆どの業種が 90 %以上の高い設置率を示している。（第133表、第134表参照）

第133表 飲料水施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	404	31
鉱業	18	18	-
製造工業 小計	274	252	22
製造工業 化学工業	58	52	6
製造工業 紡織工業	125	115	10
製造工業 食料品工業	53	47	6
製造工業 その他	38	38	-
商業及金融業	12	10	2
運輸通信業	131	124	7

第134表飲料水施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	92.5	7.5
鉱業	100	100	-
製造工業 小計	100	18.9	81.1
製造工業 化学工業	100	86.5	13.5
製造工業 紡織工業	100	91.8	8.2
製造工業 食料品工業	100	88.7	11.3
製造工業 その他	100	100	-
商業及金融業	100	83.0	17.0
運輸通信業	100	99.9	0.1

規模別にみると規模の大きい事業場程施設をもつ事業場の数がふえている。従業員 5 ～ 49 人の規模の事業場では設置率が 87.0 %であるが、従業員数 50 ～ 199 人の規模の事業場では 92.0 %、更に従業員 200 人以上の規模の事業場になると 95.0 %をふえてきている。（第135表、第136表）

第135表 飲料水施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	404	31
5 ～ 49 人	61	53	8
50 ～ 199 人	139	128	11
200 人以上	235	223	12

第136表 飲料水施設の有無百分率（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	100	92.5	7.5
5 ～ 49 人	100	87.0	13.0
50 ～ 199 人	100	92.0	8.0
200 人以上	100	95.0	5.0

2. 飲料水の蛇口1個に対する使用人数

蛇口個に対して 11 ～ 30 人の従業員がそれを使用する事業場がもっとも多く、404 事業場の中 130（32.2 %）を占める。これは何れの業種においても同様な傾向を示している。その他蛇口 1 個に対する使用人数が 10 人以下の事業場は 17.8 %、31 ～ 50 人 50.6 %、51 ～ 100 人 11.3 %、101 人以上 13.6%であり、1個を 101 人以上で使用する事業場も以外に多い。運輸通信業においては蛇口 1 個を

101 人以上で使用する事業場が比較的多く、124 事業場の中 22（17.6％）を占める。食料品工業では蛇口 1 個を 10 人以下の人数で使用する事業場がもつとも多く、47 事業場の中 15（32.0％）を占める。（第 137 表、第 138 表参照）

第 137 表　水道の蛇口一個に対する使用人数（業種別）

業種別	計	一～一〇人	一一～三〇人	三一～五〇人	五一～一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	404	72	130	63	45	55	39
鉱業	18	4	9	2	-	-	3
製造工業 小計	252	56	78	42	23	29	24
製造工業 化学工業	52	12	18	8	3	6	5
製造工業 紡織工業	115	23	33	20	13	16	10
製造工業 食料品工業	47	15	20	5	4	3	-
製造工業 その他	38	6	7	9	3	4	9
商業及金融業	10	1	2	1	2	4	-
運輸通信業	124	11	41	18	20	22	12

第 138 表　水道の蛇口一個に対する使用人数百分率（業種別）

業種別	計	一～一〇人	一一～三〇人	三一～五〇人	五一～一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	100	17.8	32.1	15.5	11.3	13.6	9.6
鉱業	100	22.2	50.0	11.1	0	-	16.8
製造工業 小計	100	22.2	30.9	16.7	9.1	11.5	9.5
製造工業 化学工業	100	23.0	34.6	15.7	5.7	11.5	9.6
製造工業 紡織工業	100	20.0	28.7	17.4	11.3	13.9	8.7
製造工業 食料品工業	100	32.0	42.6	10.6	8.5	6.4	-
製造工業 その他	100	15.8	18.4	23.7	7.9	10.5	23.7
商業及金融業	100	10.0	20.0	10.0	20.0	40.0	-
運輸通信業	100	8.9	33.0	14.8	16.1	17.6	9.6

事業場の規模が大きくなると蛇口 1 個を多数の従業員が使用する事業場の数がふえる。第 139、140 表でみらるるごとく従業員 200 人以上の規模の事業場では 223 事業場の中 43（19.3％）が蛇口 1 個を 101 人以上で使用している。（第 139 表、第 140 表参照）

第 139 表　水道の蛇口一個に対する使用人数（規模別）

規模別	計	一～一〇人	一一～三〇人	三一～五〇人	五一～一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	404	72	130	63	45	55	39
5 ～ 49 人	53	10	26	10	1	-	6
50 ～ 199 人	128	21	43	20	20	10	14
200 人以上	223	41	61	33	24	45	19

第 140 表　水道の蛇口一個に対する使用人数百分率（規模別）

規模別	計	一～一〇人	一一～三〇人	三一～五〇人	五一～一〇〇人	一〇一人以上	不明
計	100	17.8	32.1	15.5	11.3	13.6	9.6
5 ～ 49 人	100	18.9	49.0	18.9	1.9	-	11.3
50 人 199 人	100	16.4	33.6	15.6	15.6	7.8	10.9
200 人以上	100	18.4	27.4	14.8	10.8	20.1	8.5

3.　飲料水の種類

飲料水施設の中で水道を使用している事業場と井戸を使用している事業場をみるに、水道を使用しているところが比較的多い。水道を使用しているのは 340 事業場の中 259 事業場（76.2％）で井戸を使用しているのは 79 事業場（23.2％）にすぎない。紡織工業は水道を使用しているものが 51％、井戸を使用しているものが 49.0％と井戸が以外に多い。（第 141、142 表参照）

第 141 表　飲料水施設の種類（A）（業種別）

業種別	計	水道	井戸	水道と井戸
計	340	259	79	2
鉱業	16	12	4	-
製造工業 小計	207	143	62	2
製造工業 化学工業	44	35	8	1
製造工業 紡織工業	98	50	47	1
製造工業 食料品工業	38	34	4	-
製造工業 その他	27	24	3	-
商業及金融業	7	7	-	-
運輸通信業	110	97	13	-

第 142 表　飲料水施設の種類百分率（A′）（業種別）

業種別	計	水道	井戸	水道と井戸
計	100	76.2	23.2	0.6
鉱業	100	75.0	25.0	-
製造工業 小計	100	69.0	30.0	1.0
製造工業 化学工業	100	79.5	18.2	2.3
製造工業 紡織工業	100	51.0	48.0	1.0
製造工業 食料品工業	100	89.5	10.5	-
製造工業 その他	100	93.5	6.5	-
商業及金融業	100	100	-	-
運輸通信業	100	88.2	11.8	-

更に水道や井戸の水を蛇口から直接に出して飲む以外に飲料水施設の場所が作業場外にあり仕事中不便を覚えるなどの理由から作業場に桶、その他に水を汲みおいてこれを飲料水として使用している事業場が 404 事業場の中 64 もある。業種別にみると鉱業 18 事業場の中 2（11.1％）、化学工業 52 事業場の中 8（17.0％）、紡織工業 115 事業場の中 17（14.8％）、食料品工業 48 事業場の中 10（20.8％）、その他の製造工業 38 事業場の中 11（29.0％）、商業及金融業 9 事業場の中 2（29.0％）、運輸通信業 124 事業場の中 14（11.3％）となつている。（第 143 表、第 144 表参照）

第 143 表　飲料水施設の種類（B）（業種別）

業種別	計	桶、その他の汲みおきの水を使用	水道、井戸等の蛇口より出る水を使用
計	404	64	340
鉱業	18	2	16
製造工業 小計	253	46	207
製造工業 化学工業	52	8	44
製造工業 紡織工業	115	17	98
製造工業 食料品工業	48	10	38
製造工業 その他	38	11	27
商業及金融業	9	2	7
運輸通信業	124	14	110

第 144 表　飲料水施設の種類百分率（B′）（業種別）

業種別	計	桶、その他の汲みおきの水を使用	水道、井戸等の蛇口より出る水を使用
計	100	15.8	84.2
鉱業	100	11.1	88.9
製造工業 小計	100	14.3	85.7
製造工業 化学工業	100	17.0	83.0
製造工業 紡織工業	100	14.8	85.2
製造工業 食料品工業	100	20.8	79.2
製造工業 その他	100	29.0	71.0
商業及金融業	100	29.0	71.0
運輸通信業	100	11.3	88.7

4.　夏季飲料水について

夏季飲料水について特別の考慮をしない事業場が比較的多く、141 事業場を占め、考慮を払う事業場の中では氷水を使用するところが多くて 102 事業場を数え、その他は煮沸湯、麦湯などを支給している。何れの業種においても特に夏季の飲料水について配慮しない事業場が多く、配慮する場合には煮沸湯、氷水などを多く支給している。（第 145 表参照）

第145表　夏季飲料水について（業種別）

業種別	計	特に意識なし	煮沸湯	麦湯	氷水	麦湯と氷水
計	435	141	96	68	102	28
鉱業	18	8	7	-	3	-
製造工業 小計	274	76	60	51	65	22
製造工業 化学工業	58	14	10	9	15	10
製造工業 紡織工業	125	30	29	31	27	8
製造工業 食料品工業	53	18	10	9	14	2
製造工業 その他	38	14	11	2	9	2
商業及金融業	12	4	2	4	2	-
運輸通信業	131	53	27	13	32	6

第十二節　食　事　施　設

食事は保健的な気持のよい食堂でしたいものである。労働者が作業場内で弁当をとるのは保健衛生の点からみても、職場秩序の点からいつてもよい状態であるとはいえない。

本調査における調査者の一般的観察記述の中から事業場の食事状態についてとり出してみると次の様な事業場もあつた。"作業場には足の踏み場もなく散らされた袋のきれはしがうづたかく散乱し、そのコンクリート床の隅にむしろを敷いて車座になり、或いは立ひざをし、あるいは足をくんで弁当をかきこんでいる、隙間から入つてくる寒風が工員の髪の毛をそよがせるほどで、暖房の装置は勿論ない"亦食堂はあるが"食堂（休憩、更衣室兼用）の二階は作業場であるために粉塵が落ち又部屋が倉庫と共用なので不潔きわまりない"というようなものもあり食堂はあるが使用に絶えないようなものも少くないのではなかろうか。

1.　食事施設の有無

食堂を設けていない事業場は435事業場の中306（70.0%）で、食堂をもたない事業場が比較的多い。その他の製造工業で食堂のある事業場は42%で食堂の設備率は最も低い。次に低いのは運輸通信業で61.0%である。商業及び金融業は設備良好でその設備率は100%である。（第146表、第147表参照）

第146表　食事施設の有無（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	435	306	129
鉱業	18	13	5
製造工業 小計	278	201	77
製造工業 化学工業	58	44	14
製造工業 紡織工業	125	101	24
製造工業 食料品工業	53	40	13
製造工業 その他	42	16	26
商業及金融業	12	12	-
運輸通信業	131	80	51

第147表　食事施設の有無百分率（業種別）

業種別	計	あり	なし
計	100	70.0	30.0
鉱業	100	72.2	27.8
製造工業 小計	100	72.1	27.9
製造工業 化学工業	100	75.8	24.2
製造工業 紡織工業	100	70.6	29.4
製造工業 食料品工業	100	75.5	24.5
製造工業 その他	100	38.0	62.0
商業及金融業	100	100	-
運輸通信業	100	61.0	39.0

第148表　食事施設の有無（規模別）

規模別	計	あり	なし
計	435	306	129
5～49人	61	40	21
50～199人	139	94	45
200人以上	235	172	63

規模別には小規模の事業場ほど設備率低く、従業員5～49人の規模の事業場では65.5%が食堂をもつているのみであるが、従業員199人の規模の事業場では67.5%、従業員200人以上を雇用する事業場になると73.2%とその数はふえている。（第148表、第149表参照）

2. 食堂のある場合の給食の有無

食堂のある場合、給食をしているのは32.6%、副食のみを支給しているところが6.2%で、あとは持参の弁当をたべるために使用するための食堂である。給食は紡織工業に最も多く、57.4%が給食を受けている。給食率は食料品工業が比較的低く5.9%のみである。次で商業及び金融業の16.7%、運輸通信業の19.8%となつている。(第150表参照)

第149表 食事施設の有無百分率(規模別)

規模別	計	あり	なし
計	100	70.0	30.0
5 ～ 49 人	100	65.5	34.5
50 ～ 199 人	100	67.5	32.5
200 人 以 上	100	73.2	6.8

第150表 給食の有無(業種別)

業種別		計	あり	なし	副食のみあり
計		306	100	187	19
鉱業		13	4	9	0
製造工業	小計	202	79	106	17
	化学工業	44	12	28	4
	紡織工業	101	58	39	4
	食料品工業	41	2	31	8
	その他	16	7	8	1
商業及金融業		12	2	10	-
運輸通信業		79	15	62	2

事業場	No.

女子の職場施設調査表

婦人少年局

調査時日　昭和　年　月　日

調査員職氏名

1. 事業場名
2. 所在地
3. 業種
4. 労働組合の有無及び名称

5. 従業員数

性別 \ 種別		男	女	計
通勤	職員			
	工員			
寄宿	職員			
	工員			
計	職員			
	工員			
	計			

1. 作業場の床

女子の従事する主な作業の種類	床の種類				コンクリート床の場合の敷物			水を使用する作業場の排水設備の有無		備考
	コンクリート	リノリューム	板ばり	その他	すのこ	むしろ	その他	あり	なし	

事業場	No.

2. 作業場の椅子

女子が従事し労働時間の大部分が立業で占められる作業の種類	椅子の有無		椅子のある場合				現在立業であつても将来坐る可能性があるか否か			備考
	あり	なし	種類	使用すべき人員に対する割合		何時使用するか	使用者	衛生管理者	労働組合	
				入	ケ					

3. 飲料水施設

(イ)

※の欄に記入しないこと。

施設の有無		場所		他の施設との兼用の有無				蛇口の個数			種類		
なし	あり	作業場内	作業場外	飲料水専用	手洗所と兼用	食堂と兼用	その他	蛇口の個数	使用すべき人数	蛇口の一個当りの人数	水道	井戸	その他
	A									※			
	B									※			
	C												
	D												
	E												
	F												

事業場	No.

(ロ)

	飲料用具		夏季飲料水について					備考
	あり	なし	特別の配慮なし	煮沸湯	麦湯	氷水	その他	
A								
B								
C								
D								
E								
F								

4. 便所施設

※の欄用記入しないこと

	便所の個数			男女の区別			大便所の男女の区別		特別な掃除人を使用するか否か		
	個数	使用すべき人数	便所の1個当りの人数	女子専用	男女同室	その他	女子専用	男女共通	使用する	使用しない	使用しない場合誰がするか
A			※								
B			※								
C			※								
D			※								
E			※								
F			※								
			※								

事業場	No.

5. 手洗い洗面施設

(イ)

※記入しないこと

手洗い洗面施設の有無		他の施設と兼用の有無					場所		蛇口の個数			種類		
なし	あり	洗面所専用	便用と兼用	水飲場と兼用	食堂と兼用	その他	作業場内	作業場外	蛇口の個数	使用すべき人数	蛇口1個当りの人数	洗盤式	普通の流し	その他
	A										※			
	B										※			
	C										※			
	D										※			
	E										※			
	F										※			
											※			

(ロ)

	女子専用か否か		消毒液		備考
	女子専用	専用でない	なし	あり	
A					
B					
C					
D					
E					
F					

事業場	No.

6. 更衣施設

(イ)

更衣施設の有無		他の施設との併設の有無				場所					男女の区別		
なし	あり	更衣所専用	食堂と併設	休憩室と併設	その他	作業場内	別室	別棟	独立	その他	女子専用	男女共有	その他
	A												
	B												
	C												
	D												
	E												
	F												

(ロ)

	作業衣制服の有無		衣服の保管用具						更衣入一個当りの使用人数	盗難予防の措置		備考
	なし	あり	鉄製ロッカー	木製ロッカー	更衣戸棚	棚	更衣箱	その他		なし	あり	
A												
B												
C												
D												
E												
F												

事業場 No.

7. 休憩施設

(イ)

休憩施設の有無		場所						男女の区別			備考
なし	あり	作業場内	別室	別棟	独立	屋外ベンチ	その他	女子専用	男女共用	その他	
	A										
	B										
	C										
	D										
	E										
	F										

(ロ)

	設備															
	椅子の場合								畳の場合		その他		茶の設備		冬の暖房	
	木製ベンチ		長椅子		一人用腰かけ		その他									
	人	ケ	人	ケ	人	ケ	人	ケ	人	畳	人	ケ	なし	あり	なし	あり
A																
B																
C																
D																
E																
F																

事業場 No.

8. 休養施設

休養施設の有無	ある場合		生理日のための用具材料の保存の有無	備考
	場所	男女の区別		
○あり	○作業場内	○女子専用	○あり	
	○別室	○男女共用		
	○別棟	○その他		
○なし	○独立	( )	○なし	
	○寄宿舎内			
	○病院			
	○その他			
	( )			

9. 仮眠所施設

仮眠所を要する勤務	仮眠所を要する勤務ある場合			仮眠所のある場合		備考
	その作業の種類	仮眠所の有無	場所	男女の区別	附属施設	
○あり			○作業場内	○女子専用	敷布団	
			○別室	○男女共用	(枚)	
○なし			○別棟	○その他	掛布団	
			○独立	( )	(枚)	
			○寄宿舎内			
			○その他			
			( )			

事業場	No.

10. 食事施設

食事施設の有無	食事施設のある場合			給食のない場合の弁当置場	備考
	他の施設との兼用の有無	場所	給食の有無		
○あり	○食堂専用	○作業場と同棟	○あり	○作業場内	
○なし	○休憩室と兼用	○別棟	○副食のみ	○更衣室	
	○更衣所と併設	○独立	○なし	○休憩室	
		○寄宿舎内		○その他	
	○その他	○その他		( )	
	( )	( )			

11. 入浴施設

入浴施設有無	場所	男女の区別	附属施設		備考
			あがり湯	シャワー	
○あり	○作業場と同棟				
		○女子専用	○あり	○あり	
	○別棟	○男女時間交替			
○なし	○独立	○男女日交替			
	○寄宿舎内	○男女混浴	○なし	○なし	
	○その他				
	( )				

事業場	No.

12. 授乳施設

(イ)

授乳施設の有無	授乳所のある場合		授乳所のない場合		結婚して働いている女子従業員の数
○あり	乳児を持つ従業員 ( )	授乳所を利用しない者は何処で授乳するか	乳児を持つ従業員 ( )	授乳を何処でするか	
○なし	そのうち授乳所利用者 ( )				

(ロ)

授乳施設のある場合					
場所	構造	附属施設		保姆の有無	備考
			暖房の有無		
○作業場と同棟	○畳式	敷布団 (枚)	○あり	○あり	
○別棟					
○独立	○椅子式	掛布団 (枚)			
○その他			○なし	○なし	
	○その他 ( )	幼児のためのベッド ( )			

事業場	No.

13. 女子が従事する主な作業場の建物について

	建物の設立年月日	戦災で焼失したものか否か	建物の種類				備考
			鉄筋コンクリート	木造	防火木造作り	その他	
A							
B							
C							
D							
E							
F							

14. 調査者の一般的観察と意見

女子の職場施設

昭和26年8月25日 印刷
昭和26年8月30日 発行

編集兼発行人 東京都千代田区大手町1丁目7番地 労働省婦人少年局

印刷所 東京都新宿区花園町64番地 信陽堂印刷株式会社